

# 全国こども政策関係部局長会議

令和7年1月  
こども家庭庁支援局

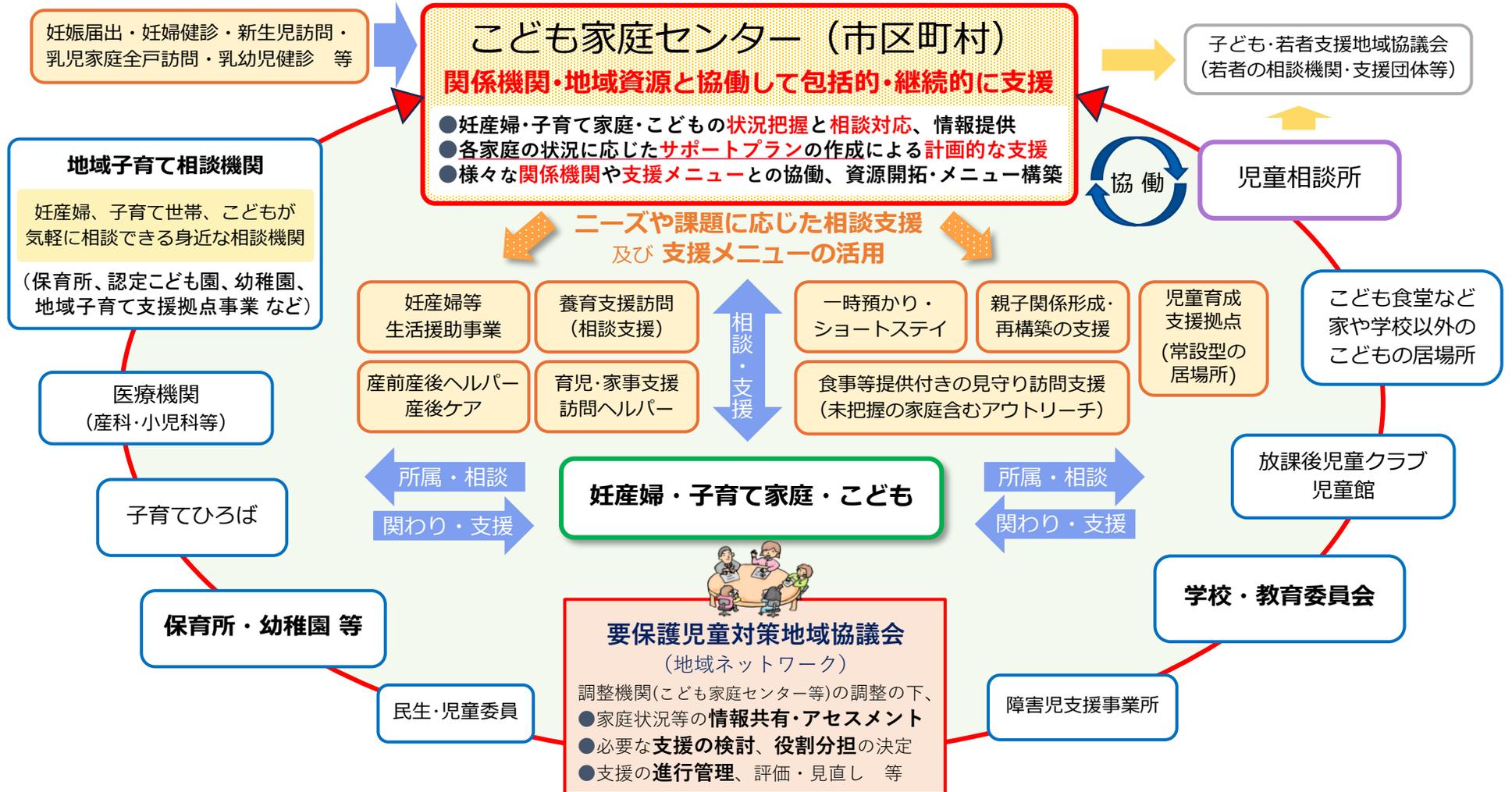
## 《 目 次 》

1. 児童虐待防止対策の強化等について.....	2
2. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化.....	16
3. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化.....	20
4. 令和7年度障害児支援関係予算案等について.....	25
5. こども家庭庁におけるいじめ防止・不登校対策について.....	53
6. こどもの自殺対策の推進について.....	62
7. 参考資料.....	70

# 1. 児童虐待防止対策の強化等について

# 発生予防のための包括的支援に向けたこども家庭センターの設置促進

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早期から支援して虐待の予防を図る**（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援**する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化**
- 設置率50.3%(R6.5.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



〈こども政策推進事業委託費〉  
令和6年度補正予算 1.1億円

## 事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

## 事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

### 未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

### 機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進  
(相談対応・研修等)

機能強化の推進  
(相談対応・研修等)

### 都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

都道府県と  
協働して  
②～⑤による  
相談・支援を実施

### 協議 情報交換

国 (受託事業者)

### ① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い  
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村  
の設置・運営担当者  
機能が充実した市町村  
の実践者等



### ② 未設置市町村の状況把握・課題分析

### ③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

### ④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

### ⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

## 実施主体

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 10/10

## 〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

### 事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

- ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

### 実施主体等

#### 【実施主体】

- ①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村  
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

#### 【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

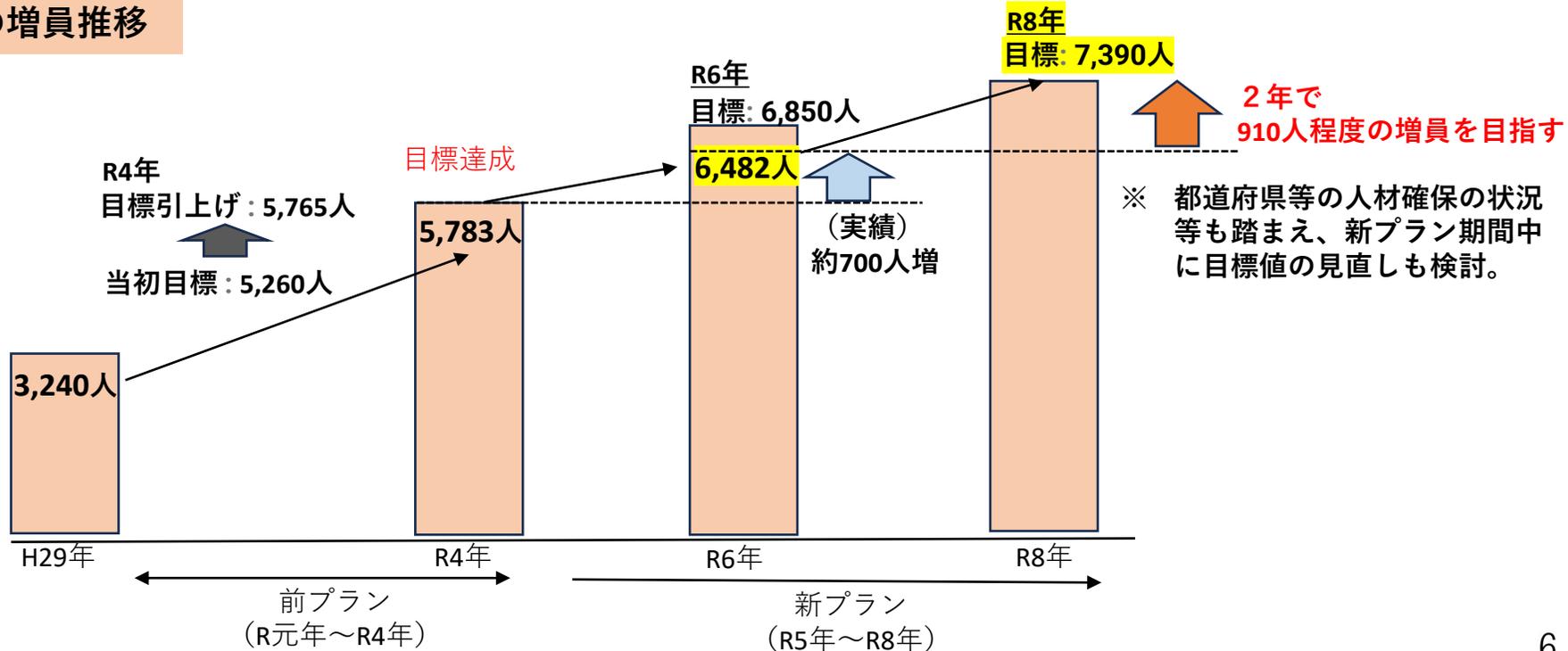
- ① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円  
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）  
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円  
⑦ 1,668千円  
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算  
⑧ ア) 組織構築・マネジメント研修 496千円、イ) 統括支援員実務研修 496千円、ウ) 相談支援強化研修 993千円、エ) 研修参加促進費 196千円  
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

#### 【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

# 児童福祉司の増員について

- 児童福祉司については、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する観点から、児童虐待相談対応件数の増加等に応じて、全国的な数値目標を掲げたうえで、計画的な増員を図っているところ。
- これまでに、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、平成29年度からR4年度までで、約2,530人の増員目標に対し、2,540人超の増員（H29:3,240人→R4：5,783人）となり、本プランの目標を達成。
- その後、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、令和6年度末までに1,060人程度増員し、6,850人とすることを目標としたが、令和6年度は6,482人となる見込みであり、目標に達していない状況（実績は700人程度の増）。
- 今般、令和7年度及び令和8年度の目標を定めることとするが、依然として児童虐待対応件数が高い状況にあること（R4年度:214,843件）や、現在の増員状況も踏まえ、**令和8年度までに910人程度を増員し、7,390人とすることを目標とする**。ただし、令和7年6月より施行される一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討。

## 児童福祉司の増員推移



# 児童相談所の人材確保・育成・定着について

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所の体制強化を図るため、**人材確保の取組とともに、勤務環境の改善や職員のメンタルケア等（組織マネジメント）**を通じた**職員の定着と資質向上**を着実に進めていく。

➔ 各児童相談所の課題に応じて活用できる国の支援メニューをよりわかりやすく示すとともに、**好事例の積極的な横展開等により自治体の取組を促進。**

## 児童相談所の組織マネジメントを推進するための事業メニュー

### 体制整備

- 委託等による弁護士の配置や法的対応事務職員（パラリーガル）の配置
- 警察官OB、休日・夜間に対応する児童相談所OB、通訳者の配置や委託等
- 一時保護時の司法審査事務に対応する職員の配置 **R7拡充**

### タスクシフト /シェア

- NPO法人等の民間団体に対し、児童相談所業務の一部委託
- こどもの安全確認、児童記録の整理等の業務を行う事務処理対応職員の配置
- 施設入所措置や一時保護時等に児童福祉司等と移送を行う移送等対応職員の配置
- 職員の専門性の強化を図る研修や児童相談所長が組織マネジメントを学ぶ研修等

### 採用・人材 育成・定着

- 学生向けセミナー等の企画や採用予定者に対する研修など人材確保の採用活動
- 法定研修受講者への受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担
- こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修費用等の負担
- 職員の燃え尽き等防止のため心理職等の定着支援アドバイザーの配置や委託 **R7新規**
- リモート授業の受講やタブレット学習用の機器やアプリ等の導入

### システム

- 国のシステムと児童相談所の独自システム間の情報連携の仕組みの構築 **R6補正**
- 業務効率化の観点から児童相談所におけるシステムの導入や高度化等 **R7新規**
- ビデオ通話やテレビ会議を実施する際に用いるタブレット端末等の導入 **R6補正**

地方財政措置  
による  
児童福祉司等  
の配置（※）

民間団体による  
採用・人材育  
成・定着支援  
事業

（※）「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で目標値を設定

## 施行に向けた状況及び今後の予定

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の意見照会を実施  
（試行運用対象自治体については、試行運用の実施を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施）  
⇒主なご意見等のうち対応可能なものについては、マニュアル及びQ & A等へ反映
- 令和6年3月～同年5月：一時保護時の司法審査に係る試行運用を実施（公募の上決定した全国18自治体）
- 令和6年6月～（順次）：施行に向け、各地の裁判所と自治体の児童福祉主管課との間で、一時保護状の請求手続に関する裁判実務の運用について協議開始

## 協議事項の例

一時保護状の請求先裁判所への具体的な請求手続（添付資料の取扱い、資料提供時の注意点、資料の追完方法等）、審査後の書面の授受等、一時保護状却下の裁判に対する取消請求（不服申立て）時の対応等が想定される。

- 令和6年12月：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定版公表  
内閣府令改正、一時保護時の司法審査に係る試行運用の結果公表
- 今後は、順次、Q & Aの発出、一時保護決定通知書様式例等の提示、一時保護時の司法審査手続における戸籍謄本等の広域交付の活用に関する通知の発出（市町村の戸籍部署に対して、7日の請求期限があることなど一時保護時の司法審査制度の周知を行うもの）等を行うとともに、施行に向けてマニュアル等の周知を徹底していく。
- 令和7年6月1日：施行

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
  - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
  - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

## 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

### ①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



### ②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に行うことが重要としている。**
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

## 事業の概要

### ①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施  
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

### ②関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

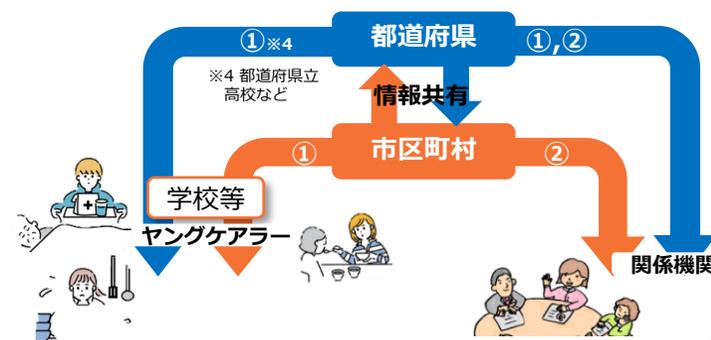
### ③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上

実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当する子どもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

## 実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率	国：2/3、実施主体：1/3			



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

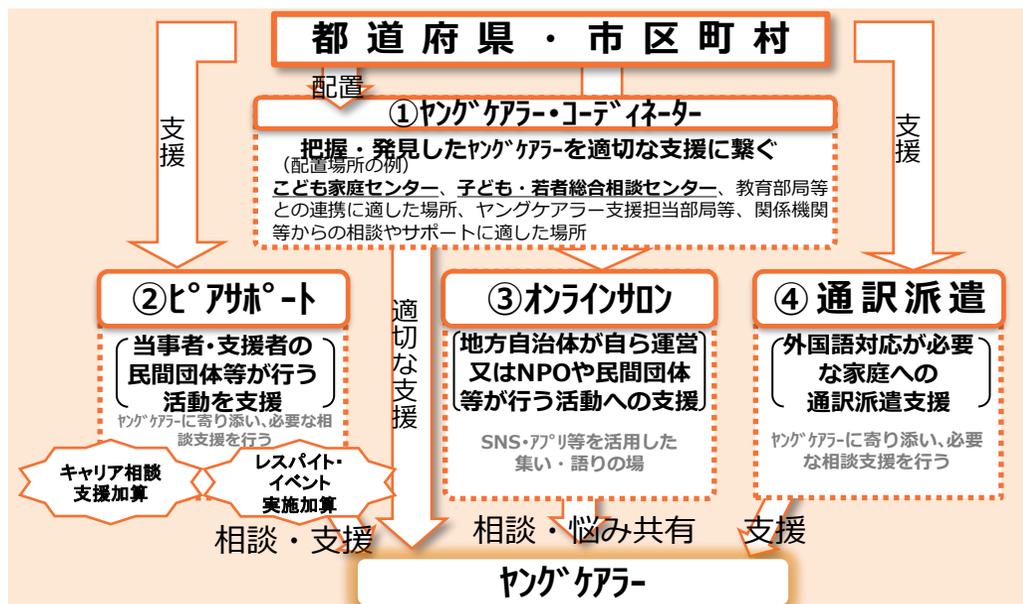
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

## 事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置  
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援  
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

## 実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村		
	実施主体 1 都道府県、 指定都市あたり	1 中核市・ 特別区あたり	1 市町村あたり
実施事業			
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置	17,786千円	11,408千円	6,429千円
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	7,896千円 (都道府県に限る)	-	-
② ピアサポート等相談支援体制の推進	7,708千円	5,229千円	2,690千円
キャリア相談支援加算	6,078千円	4,052千円	2,026千円
イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援	4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率	国：2/3実施主体：1/3		



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

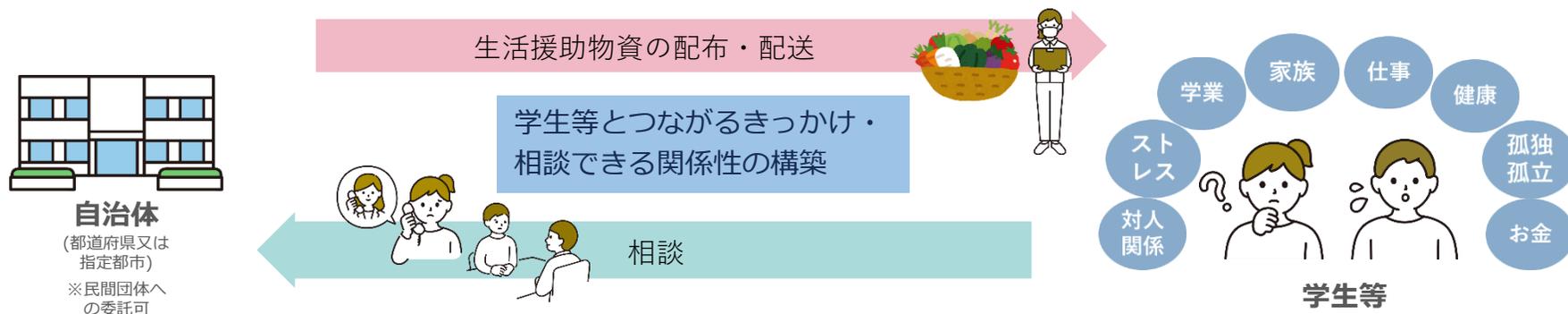
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

### 事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

#### 【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



### 実施主体等

- 【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2
- 【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

## 一時保護委託の登録制度の創設について

施行日：公布から1年6月以内の政令で定める日

### ①制度の現状・背景

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「相当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている。

### ②改正内容（案）

- **一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができることとする。**
  - ①一時保護を適正に行うことができる者として**都道府県知事の登録を受けた者**（以下「登録一時保護委託者」という。）
  - ②**法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者**（児童養護施設や里親等）
- 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、**都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるもの**とするとともに、**欠格要件を設ける**こととする。併せて、**登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等を整備**することとする。
- ただし、児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、**2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設ける**こととする。

※ 本登録制度の創設に伴い、こども性暴力防止法の学校設置者等への登録一時保護委託者の追加を行う。

施行日：公布から6月以内の政令で定める日

### ①制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が大きいことが想定される  
ところ、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

### ②改正内容（案）

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限を行えるものとする**と規定すること等により、**保護者の同意なく面会通信制限が行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。**
- また、一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合について、当該児童の保護者に対し児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。
- さらに、**児童への意見聴取等措置の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。**

施行日：令和7年度中の施行【P】

## ①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を設けることが検討されている。

## ②改正内容（案）

- 上記の通報義務等については、**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とすることが検討されていることから、意見表明等支援事業についても、対象とする。**
  - ※ この他、保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等を対象とすることが検討されている。

## 2. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の 自立支援の強化

### 【要求内容】

【令和7年度予算案】  
1,939億円

【令和6年度予算】  
(1,854億円)

#### (1) 「こども未来戦略」の着実な実施

- 「こども未来戦略」に基づく、児童扶養手当の拡充（所得限度額の引き上げ、多子加算の増額）、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充、こども食堂や学び体験などの場を増やすこどもの生活支援の強化等の取組について、着実に実施する。

#### (2) 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等

- ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。

##### <再編後の支援体系と拡充内容>

##### ◇ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

##### ◇離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

##### ◇ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、同行支援やフォローアップなど伴走型の支援を強化し、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対する住居の借り上げ資金の貸付額の上限について、4万円から7万円に拡充する。
- 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。

### (3) こどもの学習支援の強化

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する学習支援の場に、外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこども等への対応のため、必要に応じて個別支援員を配置するための費用を補助する。

### (4) 民法等改正法の施行を見据えた支援の拡充等

- ・ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。【再掲】

- ・ 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。【再掲】

### (5) こどもの貧困対策の強化

- ・ 多様な困難を抱えるこども達に対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。【再掲】

#### 【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	180億円	( 163億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,530億円	( 1,493億円)
◇ 養育費確保支援事業委託費	0.8億円	( 0.8億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	( 14億円)

# 令和6年度補正予算の概要

## (社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

### <社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：4.7億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：84.1億円）
- 令和6年能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。（児童保護災害臨時特例補助金：0.8百万円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等の支援を行う。併せて、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行うことにより、社会的養護が必要なこどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：2.0億円）
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託児童等を養育するための環境整備を行い、里親等委託の更なる推進を図る。（共働き家庭里親等支援強化事業：0.6億円）

### <ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。（民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業：1.8億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：2.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：19.2億円） 等

### 3. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けた こどもの自立支援等の強化

【令和7年度予算案】  
4,033億円

【令和6年度予算】  
(3,829億円)

## 【要求内容】

### (1) 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、家庭養育環境を確保するための里親支援センター等による里親等支援や養子縁組支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、障害児を養育する里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う。
- ・ 養子縁組民間あっせん機関による養子縁組における養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- ・ 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発について、企業における里親制度の認知度を向上させるための拡充を図る。

### (2) 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。
- ・ 妊産婦等生活援助事業所における補助職員の雇上げによる夜間業務等の体制強化を図る。
- ・ 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化に必要な支援を行う。
- ・ 特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現に向けて、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等の把握・共有や、特定妊婦等支援に従事する職員の育成のための全国フォーラムを新たに開催する。

### (3) 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、施設入所児童等の学習支援や課題に応じた個別対応の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 児童養護施設等における人材の確保・定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保の取組や、勤務環境の改善・業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援等の人材定着の取組を行うモデル事業を創設するとともに、就職相談会や施設見学会の開催費用への補助を実施する。
- ・ 児童家庭支援センターにおいて、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。
- ・ 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化のための施設改修等を行う際の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を令和11年度末まで引き続き実施する。
- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の対象に、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を追加する。

### (4) 里親等委託の推進等のための児童入所施設措置費の拡充

- ・ 共働き家庭を含めた里親等委託の推進の観点から、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。
- ・ 障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るため、里親支援センターにおいて、障害児を養育する里親等に対する支援の強化を行う。
- ・ 児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

#### 【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	( 177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	( 1,485億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円	( 67億円)

# 令和6年度補正予算の概要

## (社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を踏まえ、社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

### <社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：4.7億円)
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。(児童入所施設措置費等国庫負担金：84.1億円)
- 令和6年能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。(児童保護災害臨時特例補助金：0.8百万円)
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等の支援を行う。併せて、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行うことにより、社会的養護が必要なこどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：2.0億円)
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託児童等を養育するための環境整備を行い、里親等委託の更なる推進を図る。(共働き家庭里親等支援強化事業：0.6億円)

### <ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。(民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業：1.8億円)
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：2.7億円)
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。(ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：19.2億円) 等

# ○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度  
 ○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和4年度末には24.3%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	24.3	32,852	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
 ファミリーホームは、令和4年度末で467か所、委託児童1,751人。  
 （資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

## ○里親等委託率の推移（年齢区分別）

- 令和4年度末現在、「3歳未満児」が26.2%、「3歳以上～就学前」が31.5%、「学童期以降」が22.5%となっている。
- 全年齢区分において、里親等委託率は上昇している。

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)
令和2年度末	3,246	810	25.0	5,394	1,583	29.3	25,170	5,314	21.1
令和3年度末	2,884	729	25.3	5,341	1,650	30.9	24,932	5,419	21.7
令和4年度末	2,730	714	26.2	5,350	1,683	31.5	24,772	5,571	22.5

※ 「代替養育必要児童数」とは、乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託児童数」とは、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託率」とは、代替養育必要児童数に占める里親等委託児童数の割合をいう。

（出典）福祉行政報告例

## 都道府県社会的養育推進計画について

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

### 基本的考え方（主な記載事項）（抜粋）

#### (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者である子どもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

#### (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とする子どもに対しては、一時保護時や何らかの障害のある子どもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

#### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## 自治体間ネットワーク会議等の実施状況について

- ・ 都道府県等を A～C の 3 グループに分け、グループを専属で担当する家庭福祉課職員（専門官・課長補佐等）を指名し、定期的に取り組状況や課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う体制を構築。  
※各グループには、アドバイザーとして外部有識者（学識経験者、フォスタリング機関等の有識者、先進的な取組を実施している自治体職）も参画。
- ・ 令和 6 年 6 月 26 日（水）に第 1 回自治体間ネットワーク会議を開催し、会議の趣旨説明、里親等委託の評価・分析及び里親等委託の現状と問題提起を行い、課題認識等を明らかにした上でその対策を検討していく旨を説明。
- ・ 同年 7 月 16 日～8 月 9 日に、事前に提出のあったヒアリングシートを基に、全ての都道府県等に対して個別ヒアリングを実施し、①現状、②課題、③課題に対する解決例（取組事例）について、第 1 回自治体間ネットワーク会議で示した課題ごとに分類の上、課題解決に向けた方向性について整理。
- ・ 同年 9 月 24 日（火）に第 2 回自治体間ネットワーク会議を開催し、里親等委託を進める上での 6 つの課題のうち「里親登録の課題」及び「委託同意の課題」をテーマとして、ヒアリングを踏まえて整理した取組事例の紹介や自治体からの取組事例発表（4 自治体）に加え、紹介事例等の理解を深めるため A～C のグループに分かれての意見交換を実施。
- ・ 同年 12 月 13 日（金）に第 3 回自治体間ネットワーク会議を開催し、6 つの課題のうち「里親委託（マッチング）の課題」及び「委託後の課題」をテーマとして、事前に実施した取組状況アンケートを基に、再度ヒアリングを行った結果を整理し、第 2 回同様に取組事例の紹介、自治体からの取組事例発表（3 自治体）、グループ別の意見交換を実施。
- ・ 現在、第 4 回自治体間ネットワーク会議に向け、6 つの課題のうち「里親の養育技術等の課題」及び「関係機関、体制の課題」について整理中。

## 今後のスケジュールについて

- ・ 第 4 回（令和 7 年 3 月）  
内容（予定）：「里親の養育技術等の課題」及び「関係機関、体制の課題」について

## 4. 令和7年度障害児支援関係予算案等 について

## 4-1. 令和7年度障害児支援関係予算案

# 令和7年度予算案における主な事項（障害児支援関係）

令和7年度予算案 5,204億円の内数+0.7億円（デジタル庁一括計上）

令和6年度補正予算額 98億円

## （1）良質な障害児支援の確保

4,925億円

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

### 【令和6年度補正予算】

- 令和6年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の person 費の改定 6億円
- ・ 障害児入所施設等に従事する職員の person 費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

## （2）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【拡充】

207億円の内数

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

## （3）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

207億円の内数【再掲】+0.7億円（デジタル庁一括計上）

- ・ 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- ・ 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

# 令和7年度予算案における主な事項（障害児支援関係）

## （4）早期発見・早期支援等の強化【新規】

207億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

## （5）障害児支援人材確保・職場環境改善等にむけた総合対策

### 【令和6年度補正予算】

- 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業 84億円
- ・ 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する。
- 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 5億円
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

## （6）ICTを活用した発達支援の推進

### 【令和6年度補正予算】

- 発達障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 75百万円
- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

## （7）その他の施策

### 【令和6年度補正予算】

- 熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施 2億円
- ・ 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。
- 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置 3百万円
- ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

令和7年度予算案 4,871億円（4,690億円）

## 事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

## 事業の概要

### （1）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

### （2）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

### （3）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

### 【要求額の内訳】

- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| （1）障害児入所（通所）措置費： | 17,097,795千円（16,201,404千円）   |
| （2）障害児入所（通所）給付費： | 460,300,997千円（443,513,949千円） |
| （3）障害児相談支援給付費：   | 9,685,965千円（9,288,851千円）     |

令和7年度予算案 54億円（54億円）

## 事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

## 事業の概要

### （1）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

### （2）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

### 【要求額の内訳】

- （1）障害児入所（通所）措置医療費： 1,149,800千円（1,152,189千円）
- （2）障害児入所（通所）給付医療費： 4,230,736千円（4,239,527千円）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

## 事業の概要

### ① 児童発達支援センターの機能強化等

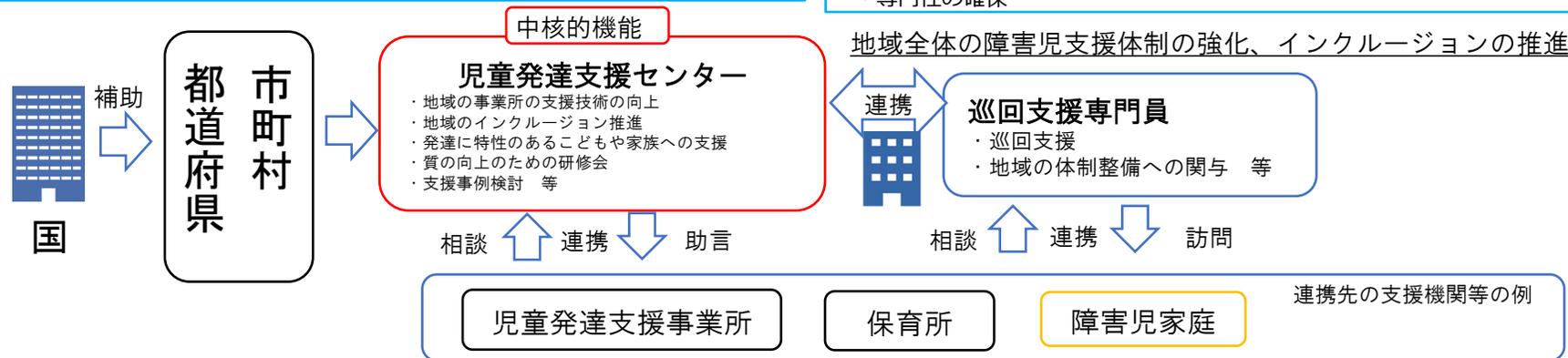
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業 **【拡充】**
- ・発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業 **【拡充】**
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

### ② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

### 【補助基準額】

- |                                      |            |         |
|--------------------------------------|------------|---------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等                   |            |         |
| ・児童発達支援センターの機能強化                     | センター1箇所当たり | 7,301千円 |
| ・地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進      | センター1箇所当たり | 3,305千円 |
| ・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進 | センター1箇所当たり | 1,445千円 |
| ② 巡回支援専門員整備                          | 1市町村当たり    | 5,572千円 |

## 実施目的

障害の有無に関わらず、子どもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域の子ども達の集まる様々な場（例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等）において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進や子ども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

## 実施方法・実施例等

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援（相談対応、研修、環境調整等）を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。

### [取組例]

#### [研修会・相談等]

地域住民を対象に

- 関係者や子ども同士の理解促進のための講座の開催

- 相談・援助、地域住民が参加可能な行事の開催、ボランティア受入れの調整

等



#### [ピアノ教室]

目が不自由な子どもに、ドットシールを使って鍵盤に色やコントラストをつける。



#### [ダンス教室]

鏡やお手本を見て、左右反転させることが難しい子どもに、お手本を後ろから撮影した映像を提供する。



#### [啓発活動]

スーパーや公共交通機関の従業者に対して、声のかけ方や対応のポイント等をお伝えする。



#### [学習塾]

板書や書字そのものが苦手な子どもに、タブレット（の写真機能）やキーボード等の利用を促す。



## 実施目的

こどもの発達の特徴を踏まえた「気づき」の段階からの早期の発達支援を一層推進するため、母子保健施策等と障害児支援施策がより緊密に連携し、発達相談の対応や発達支援へのつなぎ等を進めることで、地域において、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

## 実施方法・実施例等

こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特徴のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる等、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援を推進する。

### （活用例1：乳幼児健診等における発達相談・発達支援を推進）

乳幼児健診での発育・発達相談や保健師のフォロー、親子教室等



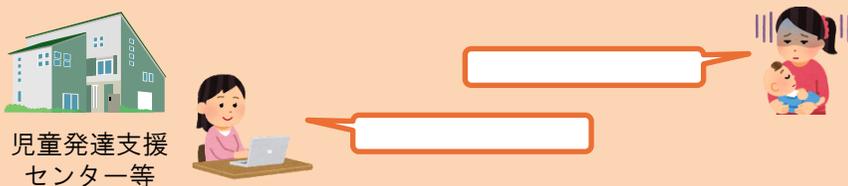
### （活用例2：自治体の相談窓口における発達相談・発達支援を推進）

市町村の住民窓口、こども家庭センター等



### （活用例3：メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援を推進）

電話、オンライン、メール、SNS等による育児相談を実施し  
障害児支援等の必要な支援へのつなぎを行う



### （その他：関係機関との連携等）

活用例1～3等の「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通して、地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。



<こども政策推進事業委託費> 令和7年度予算案 国実施分 **0.6億円** (0.1億円)  
 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 自治体実施分 **207億円の内数** (177億円の内数)

## 事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

## 事業の概要

### ● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

### ● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

#### ○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

#### ○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

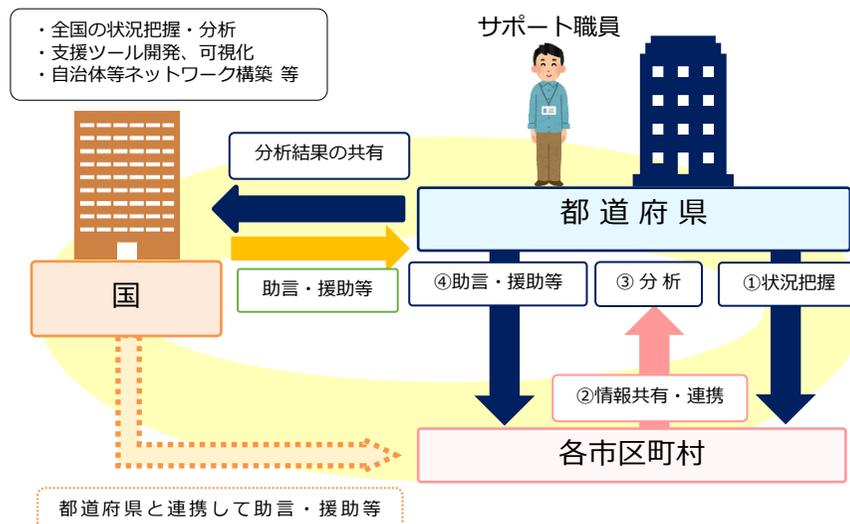
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

#### ○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

## サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

## 実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市  
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

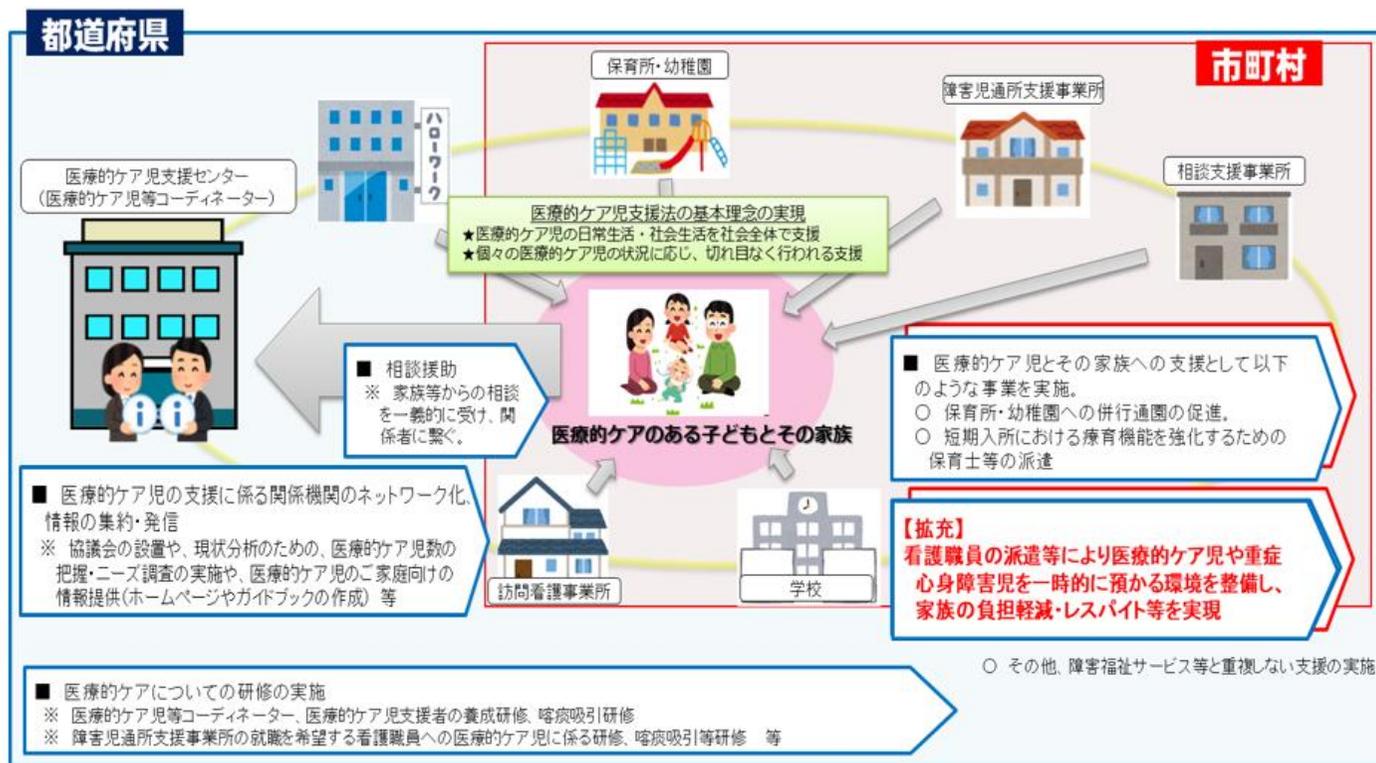
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



## 実施主体等

【実施主体】	都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ		
【負担割合】	国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2		
【補助基準額】	医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合	1 都道府県当たり	8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）
	医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合	1 自治体当たり	5,141千円
	一時預かり	1人当たり180千円	環境整備 1自治体当たり 500千円

## 実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

## 実施方法・実施例等

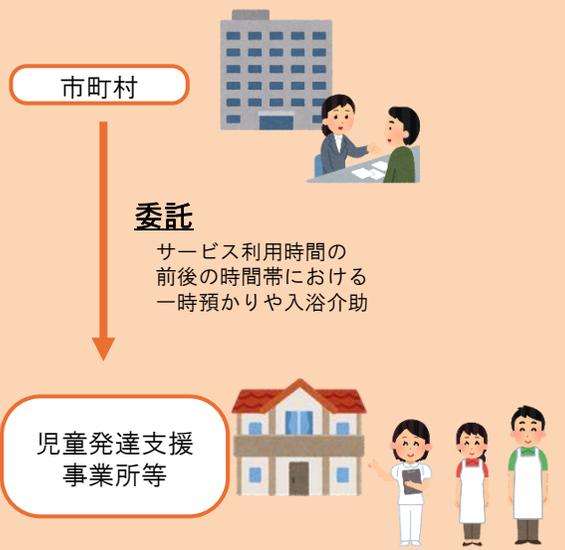
### 【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

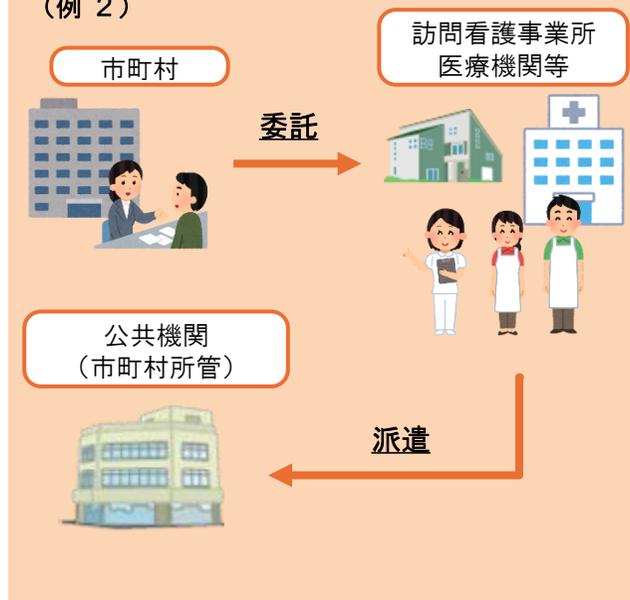
### 【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

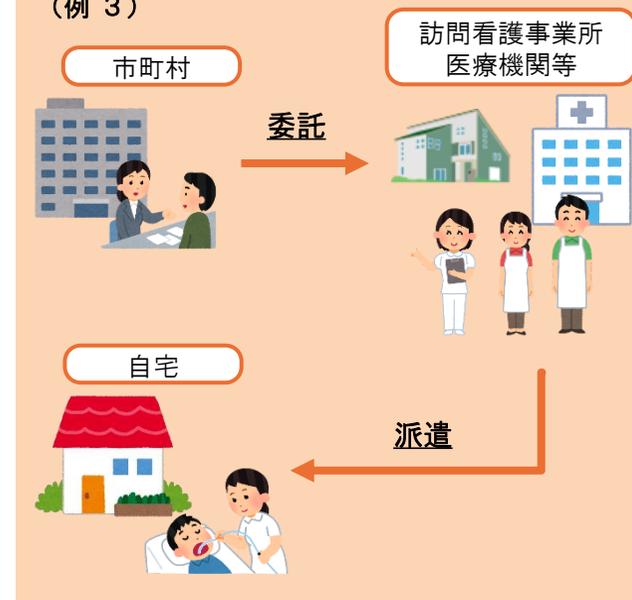
（例 1）



（例 2）



（例 3）



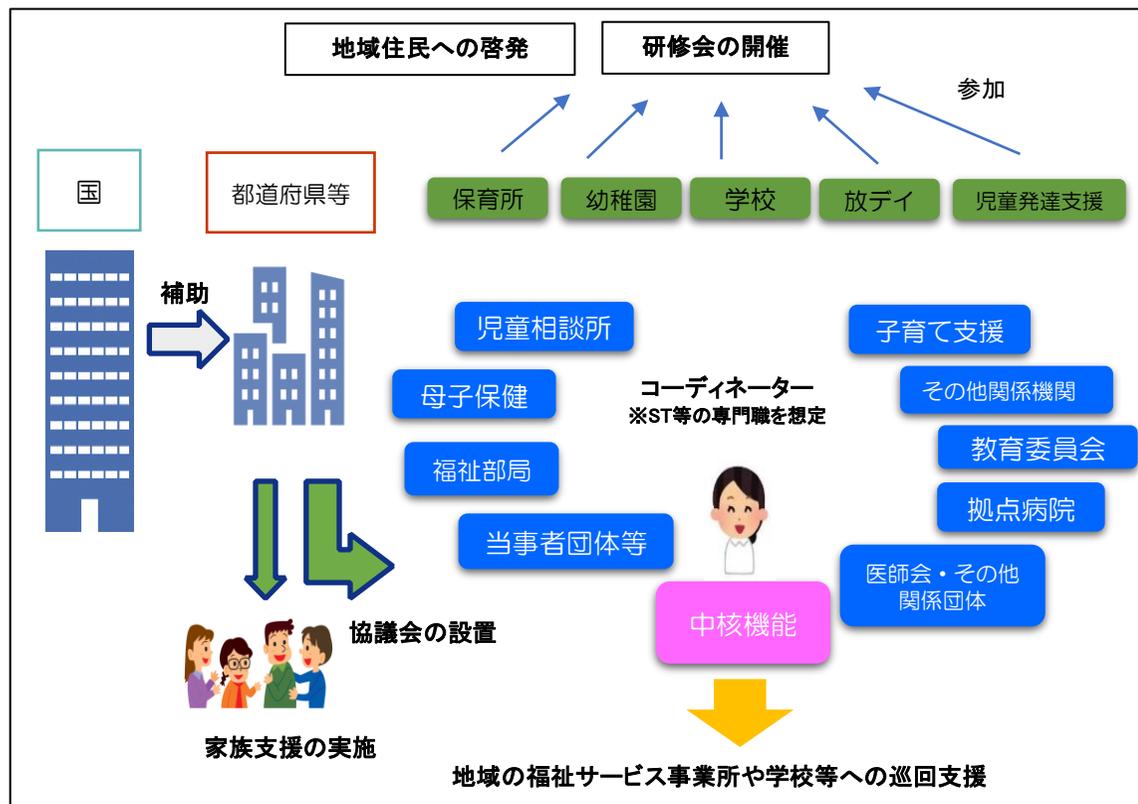
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
- 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置**  
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
  - 2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**  
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
  - 3. 家族支援の実施**
    - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
    - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
    - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
  - 4. 巡回支援の実施**  
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
  - 5. 聴覚障害児に関する研修・啓発**  
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市  
【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円  
1 中核市当たり 7,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

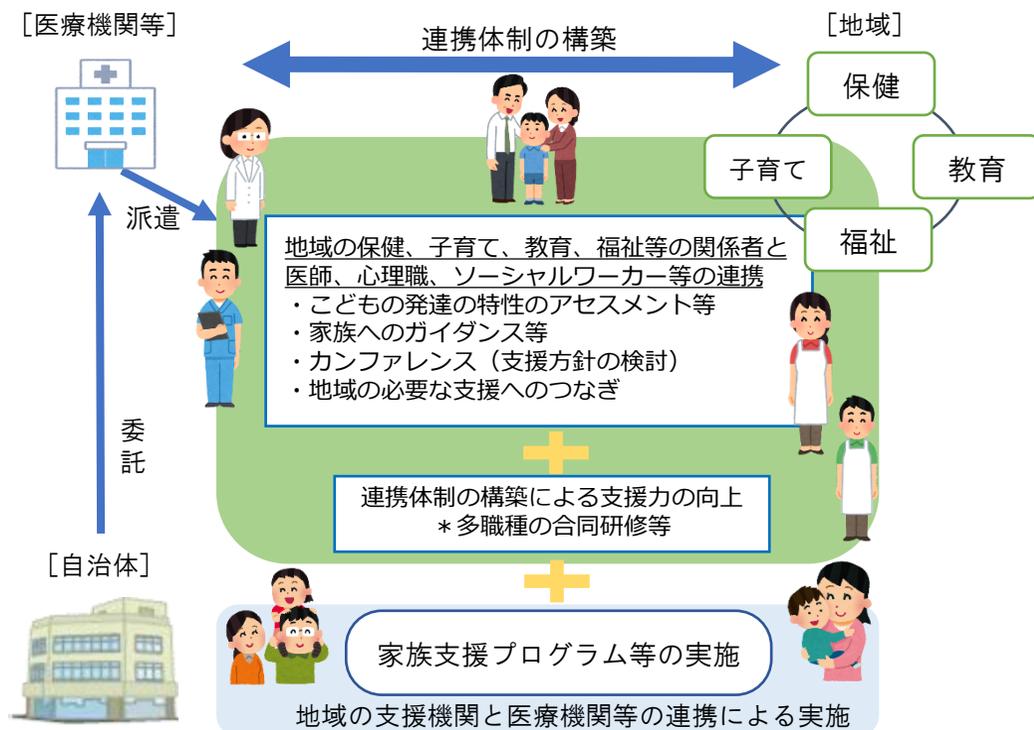
- 近年のこどもの発達の特徴の認知の社会的広がりにより、幼少期間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特徴への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

## 事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。  
また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

### 【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特徴のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助基準額】	1 都道府県当たり	8,500千円
	1 指定都市当たり	7,700千円
	1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。

## 事業の概要

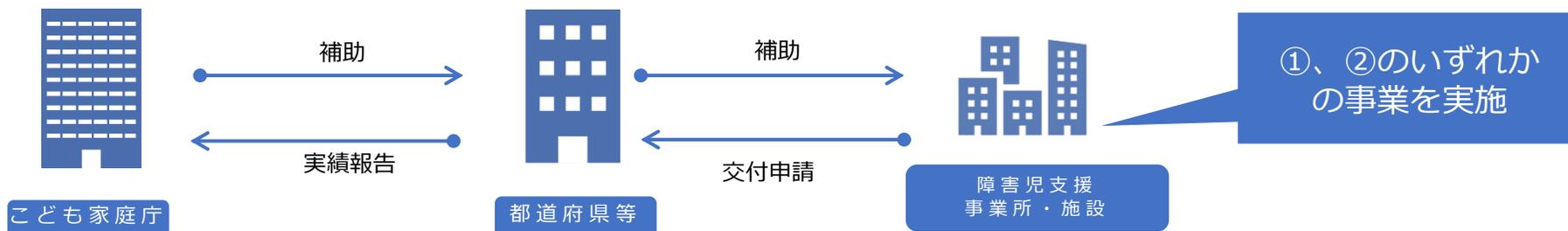
- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

### ① ICTを活用したこどもの見守り支援事業

- ・ ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

### ② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (①及び②) 国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

【補助基準額】

- ① 1施設又は事業所あたり 200千円
- ② (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所あたり 200千円  
(端末購入を行う場合) 1事業所あたり 700千円

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和7年度予算案 0.65億円 (0.65億円)

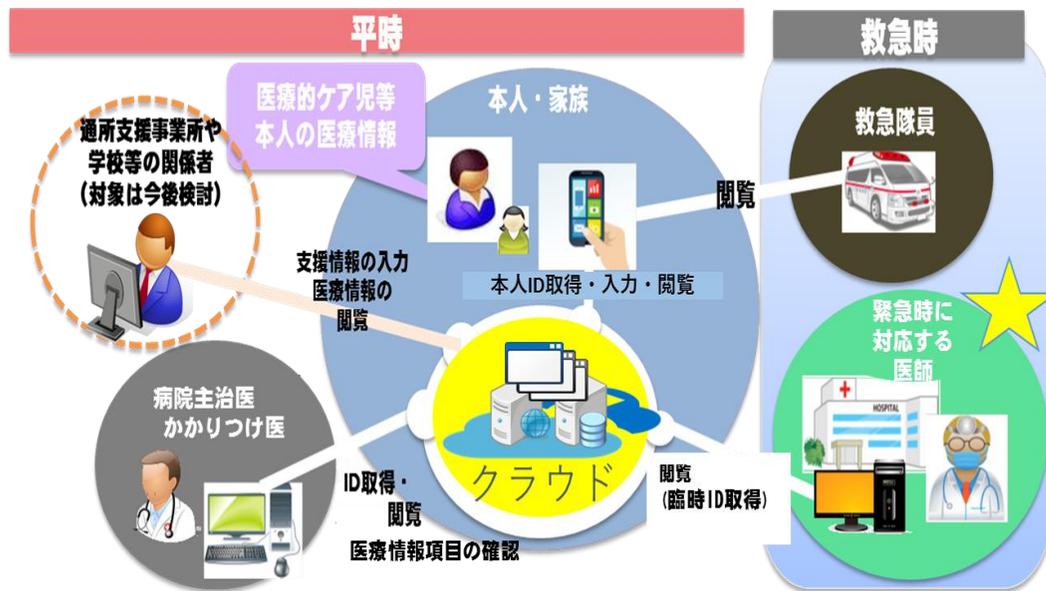
## 事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

## 事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface. The '入力項目' (Input Items) list includes:

- ① 基本情報: 本人情報、同居家族、介護者等
- ② 手帳の所持: ※ 手帳画像を取込可
- ③ 緊急連絡先: 5箇所まで入力可能
- ④ 主治医・かかりつけ医: 医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤ 関係機関等 (支援事業所等): サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥ 常用薬: ※ 処方箋画像を取込可能 (内服薬、禁忌薬等)
- ⑦ 輸血・検査: ※ 検査画像を取込可能 (輸血日、検査日、内容等)
- ⑧ 診察情報: ※ 人工呼吸器画像を取込可能 (バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等)
- ⑨ ケア情報: 寝返り詳細、介助情報等

Red boxes highlight the '処方箋画像' (Prescription Image) and '人工呼吸器画像' (Respirator Image) upload areas.

【救急サマリーのページ】

The screenshots show the '救急サマリーのページ' (Emergency Summary Page) and the '救急サマリーの出カイメージ' (Emergency Summary Output Image).

The '救急サマリーのページ' displays a summary of the patient's emergency information, including a table of vital signs and medical history. A red circle highlights the '印刷' (Print) button.

The '救急サマリーの出カイメージ' shows a detailed printout of the emergency summary, including patient information, medical history, and emergency response details.

## 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

## 4-2. 令和6年度障害児支援関係補正予算

# 令和6年度補正予算における主な事項（障害児支援関係）

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、障害児・医療的ケア児への支援の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算（案）に計上している。

## （1）障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の実施

- 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する
- 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

## （2）ICTを活用した発達支援の推進

- 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

## （3）熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施

- 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

## （4）その他の施策

- 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。
- 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算(総額) 89億円

## 対策の趣旨

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、ICT化推進等を通じた職場環境改善が必要。

## 総合対策

### 障害児支援人材確保・ 職場環境整備等事業 (84億円)

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援  
※人件費に充てることが可能  
※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

### 地域障害児支援体制充実のための ICT化推進事業 (4.7億円)

障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化を推進

処遇改善等加算による、賃金引き上げ・職場環境改善等

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 84億円

## 事業の目的

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることで、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要。
- これらを踏まえ、障害児支援人材確保・職場環境改善等を推進するための支援を実施する。

## 事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- 障害児支援事業所・施設において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

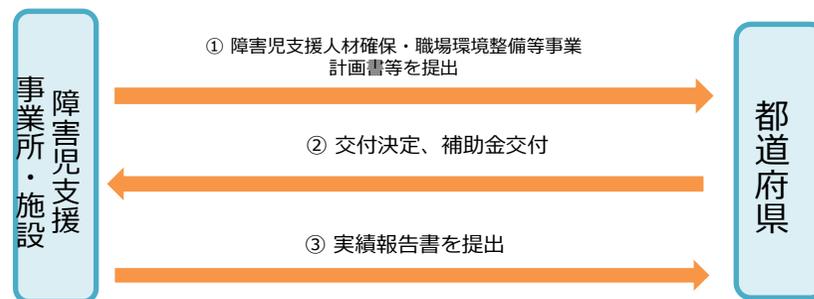
※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

## 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### ■ 支給対象

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
- (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所  
<取組>  
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保(国保連システム改修費及び国事務費については厚生労働省において計上)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 4.7億円

## 事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

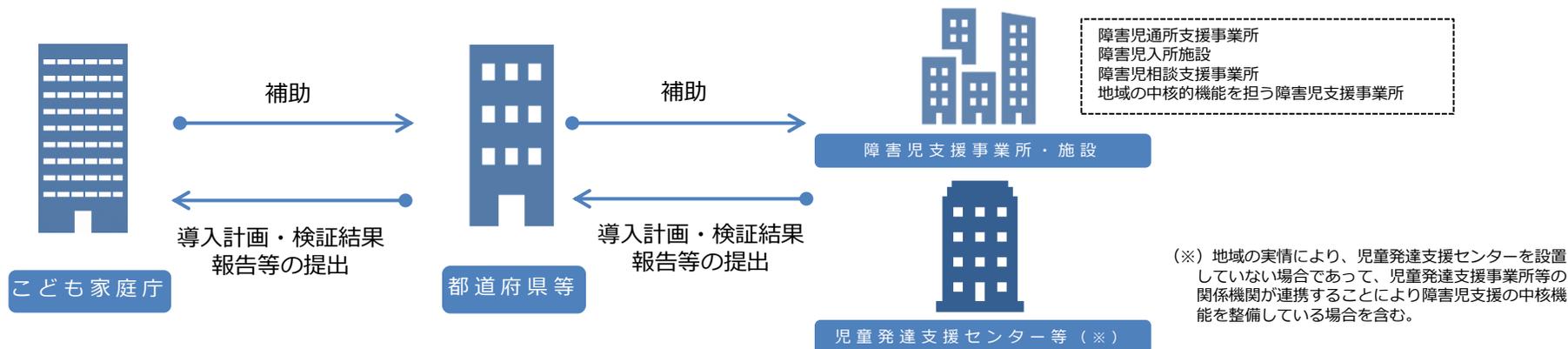
## 事業の概要

### (1) 障害児支援分野のICT導入モデル事業

- ・ 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- ・ モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

### (2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- ・ 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円  
(1)の(B) 1自治体当たり 272千円  
(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり 800千円

## 事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 75百万円

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

## 事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

### （考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
  - ・ 特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
  - ・ 身近な地域では対応できない専門職による支援
  - ・ 山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
  - ・ 事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和6年度補正予算 2.0億円

## 事業の目的

- 今夏の平均気温は、平年を1.76度上回り過去最高の高温となった。熱中症によるこどもの死亡数も増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての障害児支援事業所等において新たに壁掛けエアコン等を設置することが可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- また、すべてのこどもの安全安心な環境を確保するため、プライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

## 事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、機器購入等の費用に係る補助を行う。

### ① 障害児支援事業所等における熱中症防止対策支援事業

- ・ 熱中症防止対策を行うため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

### ② 障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- ・ 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



## 実施主体等

【実施主体】 (①) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市町村（北海道管内に限る）

(②) 都道府県、市区町村

【負担割合】 (①) 国1/2、北海道等1/4、事業者1/4

(②) 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4

【補助基準額】

(①) 1施設又は事業所当たり 1,000千円以内

(②) 1施設又は事業所当たり 100千円以内

令和6年度補正予算 5.9億円

## 事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員の person 費について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。

## 事業の概要

障害児施設措置費の算定にあたっては、person 費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、person 費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

給与法の改正後に、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和6年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げ等を行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)

## 実施主体等

【対象】 障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 ○国 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1 / 2

○国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

<障害児入所給付等災害臨時特例補助金> 令和6年度補正予算 3.2百万円

## 事業の目的

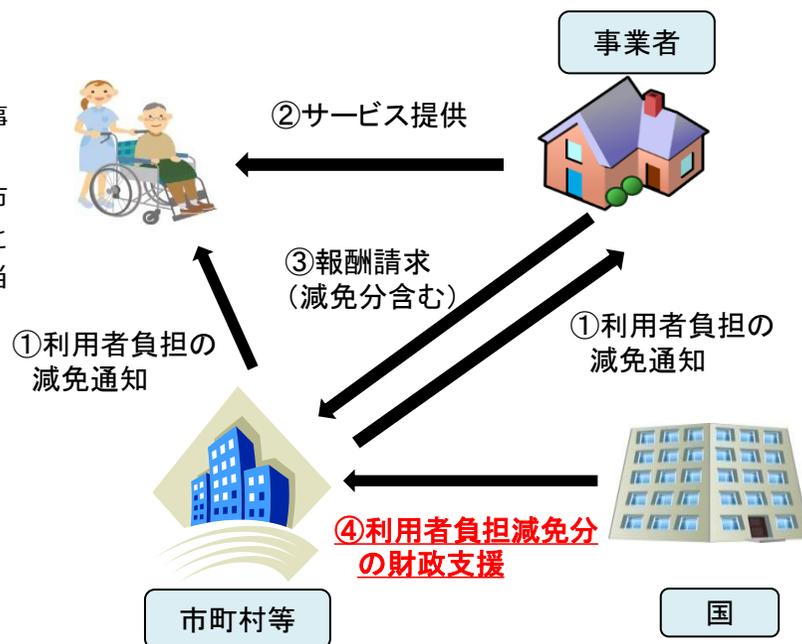
- 児童福祉法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村等の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認められた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

## 事業の概要

- 市町村等において、児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の減免を行った場合に補助を行う。【障害児通所給付費・障害児入所給付費・やむを得ない事由による措置費】
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

### 【対象利用者】

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者



## 実施主体等

【実施主体】 対象利用者に対し、利用者負担減免を実施する市町村等

【負担割合】 国 10/10

## 5. こども家庭庁における いじめ防止・不登校対策について

令和6年度補正予算：4.1億円  
 令和7年度予算案：0.1億円(0.1億円)  
 ※令和5年度補正予算：4.1億円( )内は前年度予算額

## 事業の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

## 事業の概要

### 【(1)学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】(令和6年度補正予算：4.1億円)

#### ①実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

#### (開発・実証イメージ)

- ・令和6年度に未実施の地域(ブロック)や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
  - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築(認知時の情報共有、指導者等への研修など)
  - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
  - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
  - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

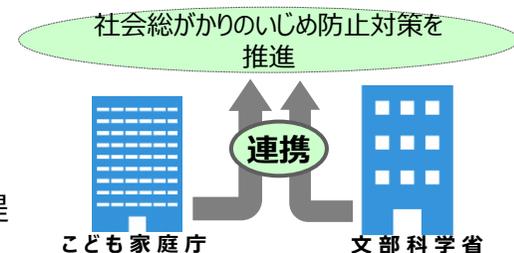
#### ②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等(民間団体等に委託)

### 【(2)いじめ調査アドバイザーの活用】(令和7年度予算案：0.1億円)

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の見直しにあわせ、いじめ調査アドバイザーや外部有識者を活用し、新たにいじめ重大事態調査の第三者委員となりうる専門家等に対して、研修会を実施する。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

## 実施主体等

- (1) ①実証地域(首長部局)での開発・実証
- |         |             |
|---------|-------------|
| 【委託先】   | 都道府県、市区町村   |
| 【補助割合等】 | 委託費(国10/10) |
- ②実証地域への専門的助言や効果検証等
- |         |             |
|---------|-------------|
| 【委託先】   | 民間団体等(1団体)  |
| 【補助割合等】 | 委託費(国10/10) |
| 【実施主体等】 | 国が専門家に委嘱    |
- (2) いじめ調査アドバイザーの活用

	令和6年度(R6.7月時点)	令和6年度補正予算
(1)①実証地域		
地域数	12ヵ所	16ヵ所
補助率等	委託費(国10/10)	委託費(国10/10)

# 令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画①（2年目の自治体）

団体名	主な取組
北海道 旭川市	市長部局に創設されたいじめ防止対策専門部署において、相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応。R6は地域と連携し、スポーツ少年団等の啓発に注力。
千葉県 松戸市	市長部局にいじめ相談専用窓口を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。
三重県 伊勢市	市長部局に設置されたいじめ相談窓口が、福祉部局など関係機関と密に連携し、被害（加害）者の背景（家庭環境等）も踏まえた対応を実施。
大阪府 堺市	臨床心理士等の専門職がこども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等にあつた対応を実施。
大阪府 八尾市	1人1台端末にいじめ報告相談用アプリを導入。福祉等の関係部局と連携して対応するほか、R6はこども家庭センターとの一体的な運営を計画。
大阪府 箕面市	市長部局にいじめ相談専門部署を設置し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」や被害者側の弁護士相談費用の支援など「法的アプローチ」等を実施。
福岡県	知事部局にこどもいじめ専用窓口を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町とも連携して対応。また、私学部局と連携し、私立学校への対応にも注力。
熊本県 熊本市	市長部局に、こどもの権利に関する課題解決を図る相談窓口を設置。こども食堂など地域の居場所等と連携して事案を早期把握するほか、R6は予防や啓発にも注力。

# 令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画②（新規の自治体）

団体名	主な取組
<b>新</b> 岩手県盛岡市	令和6年4月に市長部局に相談窓口を設置。多様なツールを活用し、学校にも親にも相談できないこどもの悩みや不安に対応。発達障害等の疑いのある児童生徒についても、こども家庭センター内の精神発達専門員等と連携して対応。
<b>新</b> 東京都品川区	令和6年1月から区長部局にいじめ相談専門部署を設置し、第三者的な立場からいじめ問題の解決に向けた取組を実施。被害サイドに寄り添った対応として、転校費用などの支援を検討。
<b>新</b> 新潟県新潟市	令和6年4月にこどもの権利相談・救済機関を設置（改正条例の施行）。第三者的な立場から、いじめを含む様々なこどもの権利侵害に関する相談を受け、こどもの権利救済委員による調査を経て、必要に応じて市の機関に勧告等を行う。
<b>新</b> 静岡県湖西市	令和6年4月から市長部局にいじめ防止対策専門部署を設置。PTAや地域を対象にした地域いじめ防止リーダーの養成、1人1台端末にいじめ通報が日常的に可能になる健康観察ツールを導入。

# 令和6年度 ことども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について

(令和6年4月26日付ことども家庭庁支援局総務課・文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)

## 令和6年度 ことども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について

<主な事業の目的・運用について>

◆ いじめの重大事態について自治体等が設置する調査組織の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、ことども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置しています。

◆ いじめ調査アドバイザーへの相談は、原則としてことども家庭庁を通じて行います。(ことども家庭庁で対応できる相談内容については、ことども家庭庁において対応します。)

◆ 相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

<相談要件・窓口・方法について>

相談可能な団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局 (都道府県の私立学校主管課含む)</li> <li>● 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会</li> <li>● 附属学校を置く国公立大学法人</li> <li>● 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体</li> </ul> <p>※ 指定都市を除く <b>市区町村の首長部局・教育委員会は、都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。</b> (文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。)</p> <p>※ 各自治体等が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。</p>
相談の窓口	ijime.chousa.advice@cfa.go.jp
相談の方法	<p>所定の相談票 (Excel) に記入し、<b>重大事態の発生報告書※1</b>や<b>相談に必要な関連資料※2</b>を添付の上、上記メールアドレスに送信</p> <p>※1 令和6年3月15日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて (依頼)」の様式1と同じ</p> <p>※2 地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針、相談事案に関する対応資料等 (会議録及び対応記録等)、助言に際し参考となる関連資料</p>

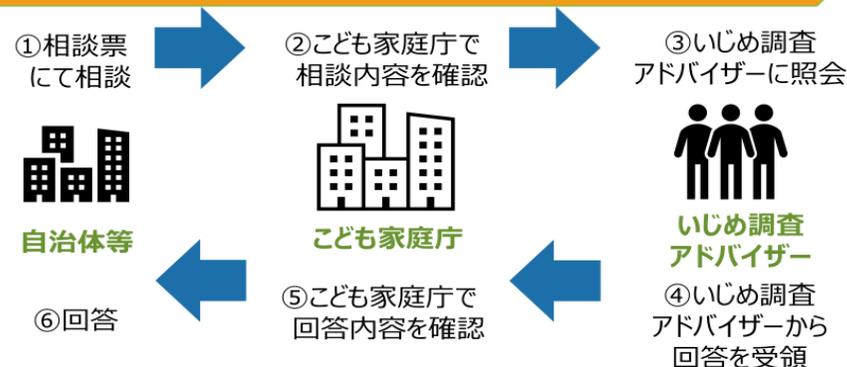
## 相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る <b>人選</b> に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案に応じた職能団体の紹介について</li> <li>・ 職能団体への適切な当たり方について など</li> </ul>
✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る <b>調査方法</b> に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中立・公平性のある調査方法について など</li> </ul>

※ 都道府県教育委員会において、人選に関して地域の職能団体の紹介や調査方法に関する助言等が可能な場合には、御対応いただけますようお願いいたします。

※ いじめに関係する児童生徒に対する調査方法のみならず、学校・教職員団体のいじめに関する案件への対応 (教職員による 不適切な指導を含む) に係る検証や、いじめの再発防止の検討に当たっての調査方法等の相談も 可能です。

## 相談の流れ (イメージ)



- ※ 迅速に回答できるよう、相談の際に、相談票に加えて、重大事態発生報告書、関連資料の御提出をお願いいたします。
- ※ 相談いただいでから回答までには、いじめ調査アドバイザーにおいて事案を把握し、相談への回答を検討するために一定の時間を要します。回答時期の希望がある場合は、御相談ください。
- ※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

## いじめ調査アドバイザー

- ✓ 法律 (弁護士)、医療 (医師)、心理 (臨床心理士・公認心理師・学校心理士)、教育 (大学教員) によって構成されています。
- ✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、ことども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

## 相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査に係る「第三者性確保（人選や調査方法）」に関する助言を行うものであり、重大事態調査に係る基本的事項をはじめ、対応全般についての助言を行うものではありません。また、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものでもありません。
- 本事業は、相談元の相談内容に応じてアドバイザーの専門的観点から助言を行うものであり、いじめ防止対策推進法等に基づき、各相談元において最終的な判断・対応を行うこととなります。
- いじめ調査アドバイザーの助言については、あくまでも相談元から提供された情報、資料等を前提に行政間において相談元に対して行うものであり、いじめ調査アドバイザーへの相談を外部に公開することを前提としているものではありません。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者にいじめ調査アドバイザーへ相談したことや回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。よって、助言に関する情報の取扱いには十分御留意ください。
- いじめ重大事態調査に係るいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈については、文部科学省にお問い合わせください。
- その他の御不明な点は、こども家庭庁までお問い合わせください。

本事業の実施に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係  
メール：shien.chiikishien@cfa.go.jp  
電話：03-6862-0367

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り取りまとめた。（\*は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組）

## いじめの防止

### ①いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

### \*②重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

## 早期発見

### ③こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

## いじめへの対処

### \*④教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

### \*⑤重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

### ⑥ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

## 地方公共団体・学校の実施する取組の充実

### \*⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

### \*⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

令和6年度補正予算 2.6億円

## 事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

## 事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

### （時期に応じた支援の例）

#### ◆ 休み始める時期

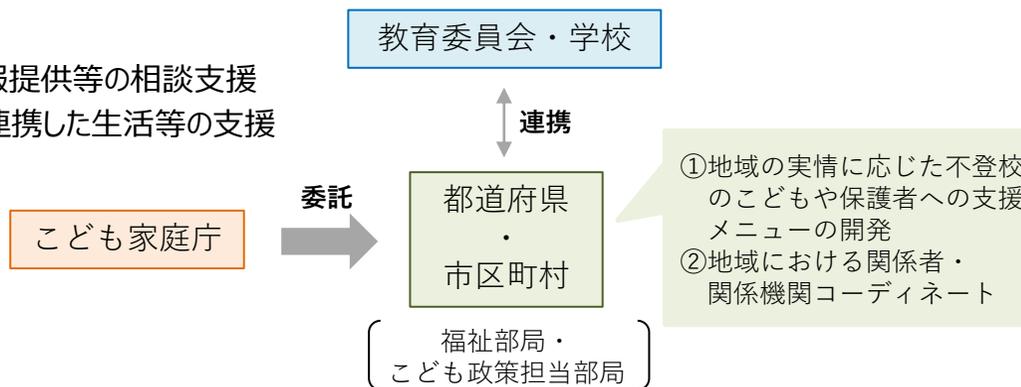
- ・ 不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・ 不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

#### ◆ 家庭で過ごし休養する時期

- ・ 家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・ 行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・ 自治体における民間施設等の情報提供

#### ◆ 回復傾向にあつて他者との関わりが増える時期

- ・ 民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・ 民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・ 民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



## 実施主体等

【委託先】 都道府県・市区町村

# いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について

令和6年11月26日「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和6年度第2回）」

○三原こども政策担当大臣：

「いじめの背景には、様々な事情が複雑に関係しており、こども・若者を守るためには、首長の皆様の強いリーダーシップの下、学校だけではなく、地域全体でこどもへの支援を進めることが重要です。」

令和6年12月25日付こども家庭庁事務連絡

## 3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について

いじめ防止や不登校対策を地域全体の取組としていく上で、こども政策担当部局等と教育委員会や学校等がそれぞれの得意分野を生かしながら、教育・福祉等が一体となって地域全体でこどもを支援していくことが必要です。また、行政機関自らが取り組むのみならず、専門家や地域の関係機関、NPO法人等の民間団体、保護者、地域住民等との連携の下、これらの関係者による取組と相まって、いじめ問題の克服や不登校のこどもへの支援等を進めていくことが必要です。

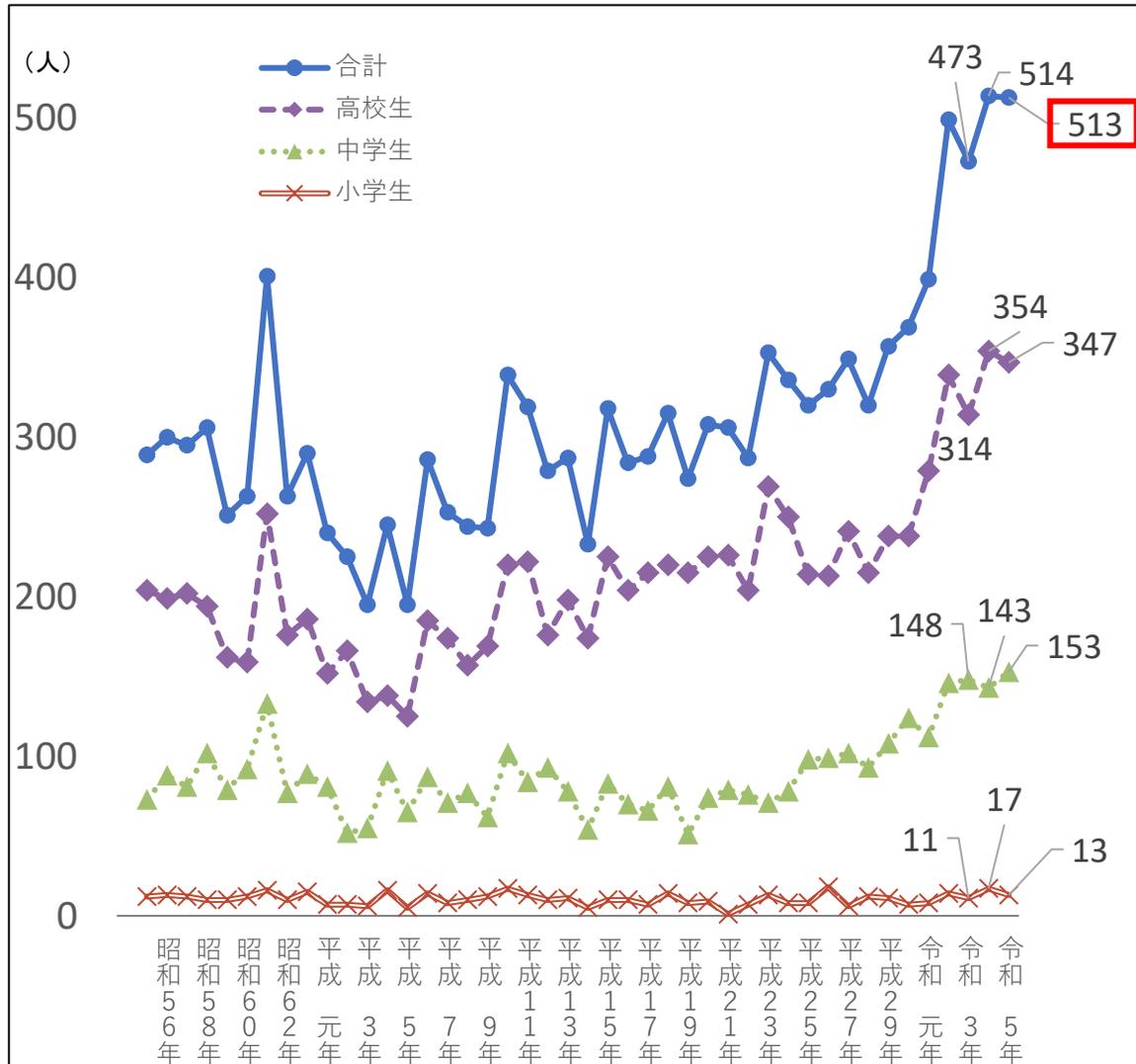
このため、こども政策担当部局等におかれては、教育委員会指導事務主管課や学校と積極的に連携して取組を進めていただくとともに、地域の関係機関等に対しても、教育委員会等と連携して、いじめ防止や不登校に関する取組の理解促進を図り、行政機関が行う取組への連携・協力を求めることや、地域の関係機関等が行う取組に連携・協力することなどにより、各地域において、社会総がかりでのいじめ防止・不登校対策の取組を進めていただきますようお願いします。

## 6. こどもの自殺対策の推進について

# 【令和5年（確定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和6年3月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年では513人と、過去最多の水準となっている。



【令和4年、令和5年】  
小中高生の自殺者数年次比較

	令和4年	令和5年	対前年増減数 (R5 - R4)
合計	514人	513人	-1
小学生	17人	13人	-4
中学生	143人	153人	10
高校生	354人	347人	-7

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

## こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表等

## 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知等

## 自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進等

## 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化等

## 自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実等

## 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援等

## こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成等

# こどもの自殺対策緊急強化プランの取組状況及びロードマップのポイント

- 令和5年6月に取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく各施策の目標や進捗を見える化したロードマップを作成。
- 各省庁が取り組んでいる施策の全体像を把握した上で、いつまでに何をやる必要があるのかを明確にし、今後の道筋等を見える化することで、引き続きこどもの自殺対策を政府一丸となって推進していく。

取り組むべき施策		R5	R6	R7	R8	R9
要因分析	警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たった課題把握に取り組む（こども家庭庁等）	調査研究の実施 【令和6年度予算額：0.2億円】		研究結果を踏まえた更なる研究の企画・実施		
	1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する（文部科学省）	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る 【令和5年度補正予算額：10億円】		1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る		
	多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す（厚生労働省、こども家庭庁）	こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援 こども・若者の自殺危機対応チームの実施自治体増加に向けた方策を検討 【令和5年度予算額：29.8億円の内数】 【令和5年度補正予算額：20.7億円の内数】 【令和6年度予算額：30.5億円の内数】		こども・若者の自殺危機対応チームによる支援を推進		

要因分析

リスクの早期発見

的確な対応

令和7年度予算案 60百万円（61百万円）

## 事業の目的

- 近年、小中高生の自殺者数が増えており、令和5年の小中高生の自殺者数は513人と、過去最多を記録した令和4年（514人）と同程度の水準となっている。特に、中高生の自殺者数は令和2年頃に増加し、高止まりしている。
- 令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」としてとりまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 本事業では、本プランに基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

## 事業の概要

### ① こどもの自殺の要因分析（こども政策推進事業費補助金）

- 令和6年度に実施した多角的な要因分析（※）の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。
- （※）警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を用いた多角的な要因分析を行うための調査研究を実施する予定



### ② こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（こども政策推進事業委託費）

- 中学生や高校生を対象に、自殺予防・自殺対策について、訴求力のあるデジタルコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。



## 実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】10/10

# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)  
地域自殺対策強化交付金 32億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
  - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

# 「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

- 厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁の3大臣連名で、こども・若者の自殺危機対応チームの設置を呼びかけるメッセージを発出（2023年9月8日）
- 全国会議で都道府県・指定都市等に対して、こども・若者の自殺危機対応チーム事業を説明（2023年9月22日、2024年7月22日）

## <地域自殺対策強化交付金による実施状況>

### 【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

### 【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

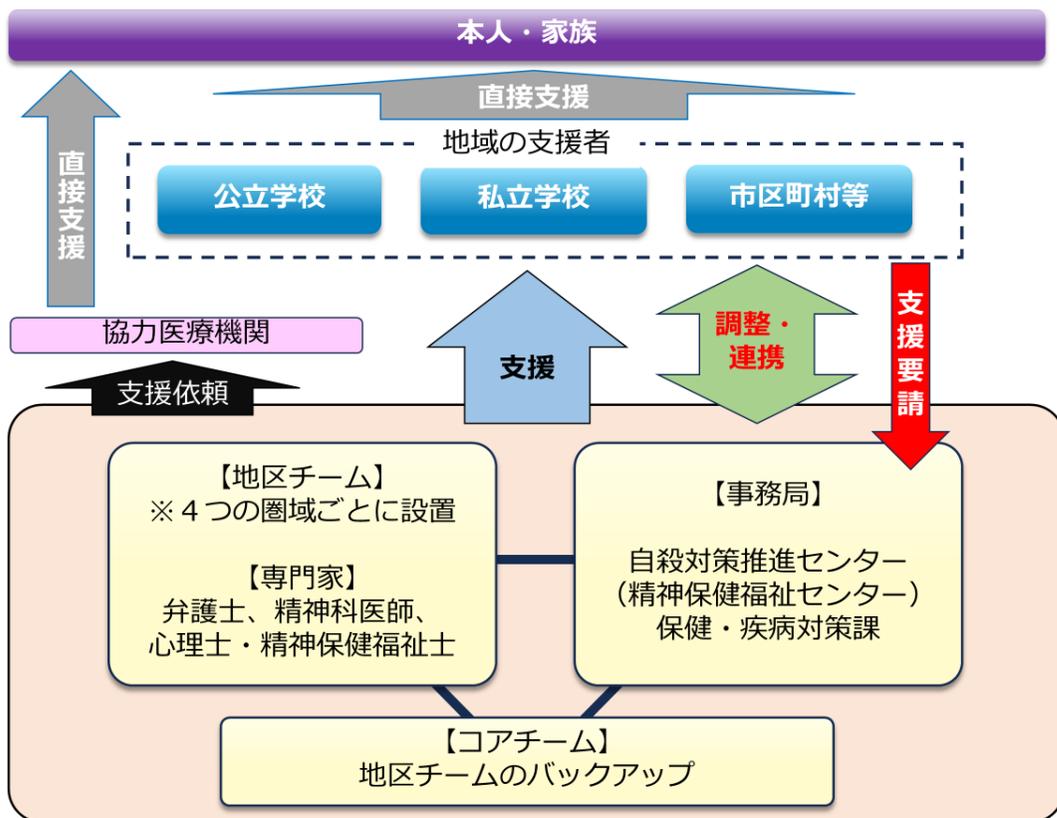
⇒（上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。

## 【支援の流れ】

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれている。コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。



## 【チームによる支援の主な流れ】

- ①地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ②支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。
- ③地域の支援機関等により、支援対象の子どもや家族を支援。
- ④支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

## 7. 参考資料

1. 児童虐待防止対策の強化等	71
2. 児童相談所の人材確保・育成・定着関係	73
3. 一時保護時の司法審査関係	77
4. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化	83
5. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化	98
6. 小中高生の自殺者の動向について	118

## 〈参考資料〉

### 1. 児童虐待防止対策の強化等



加速化プランに基づき、包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを引き続き強化する。

## 【主な内容】

### ○こども家庭センター設置・機能強化促進事業（※） 1.1億円

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

### ○児童虐待防止対策研修事業（こども家庭センター専門性強化事業） 207億円の内数

令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

### ○こども・若者シェルター・相談支援事業 207億円の内数

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

### ○ヤングケアラー支援体制強化事業

#### （ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分））（※） 6.8億円

実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

### ○ヤングケアラー支援体制強化事業

#### （ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分））（※） 0.4億円

都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。

### ○虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 207億円の内数

生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。

（※）令和6年度補正予算において計上

## 〈参考資料〉

### 2. 児童相談所の人材確保・育成・定着関係

# 自治体向け児童相談所組織マネジメント推進のための事業（1）

（児童相談所職員の人材確保等に活用可能な予算メニュー）

## メニュー一覧

### 体制整備関係

※★は自治体活用事例



#### 1. 法的対応機能強化事業

委託等による**弁護士の配置**や**法的対応事務職員（パラリーガル）を配置**する場合に活用可能。

★江戸川区：法的対応事務職員（パラリーガル）を配置し、裁判所申し立ての際の住民票等の取得、資料の作成補助、外部弁護士との連絡調整を行う。

#### 2. 児童相談所体制整備事業

高度な専門性を持った**学識経験者**や**警察官OB等の実務経験者**を配置する場合や**休日・夜間に対応する児童相談所OB等を配置**する場合に活用可能。また、日本語での意思疎通に困難がある家庭に対し、**通訳を配置若しくは委託等を行う**場合にも活用可能。

★埼玉県：「24時間・365日体制強化事業」を活用し、委託先の民間事業者が夜間・休日の電話対応を行い、職員の負担を軽減。

★岐阜県：「通訳機能強化事業」を活用し、外国人との面接等において通訳事業者を介してテレビ電話を用いた同時通訳を実施。

#### 3. 一時保護機能強化事業

一時保護施設において、**教員OB**、**看護師**、**心理に関する専門的な知識及び技術を有する者**、**警察官OB**、**児童指導員OB**及び**通訳などによる一時保護対応協力員の配置**を行う場合に活用可能。

★三重県：専門的ケア協力員として、虐待の影響を行動観察等からアセスメントする心理判定員、児童の健康管理や受診同行等を行う健康管理支援員を配置。

### タスクシフト関係

#### 4. 官・民連携強化事業

児童相談所の体制強化を図るため、**NPO法人等の民間団体と連携する場合**や、**児童相談所業務の一部を民間団体に委託**する場合に活用可能。

★愛知県：NPO法人に委託し、児童相談所をはじめ児童福祉に携わる関係者向けの啓発・スキルアップを目的としてWEB研修を年2回実施。

★名古屋市：休日・夜間の電話相談について、児童相談所とは別に、民間団体に委託し、児童虐待のみならず子育てに関する悩み等の相談を24時間・365日受け付け、児童虐待の予防、早期発見を図る。

#### 5. 児童の安全確認等のための体制強化事業

こどもの安全確認を実施する職員や児童記録の整理、相談の受付等の業務を行う**事務処理対応職員を配置**した場合に活用可能。また、児童相談所における施設入所措置や一時保護時等に児童福祉司等と移送を行う場合の**移送等対応職員を配置**した場合にも活用可能。

### メニュー一覧

#### 採用・人材育成・定着関係

##### 6. 児童虐待防止対策研修事業

児童相談所職員の専門性の強化を図る研修や児童相談所長が**組織マネジメント**を学ぶ研修等に活用可能。

##### 7. 児童福祉司等専門職採用活動支援事業

児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、**学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブース**などの企画や、**採用予定者に対する研修**などの専門職確保のための採用活動等を行う場合に活用可能。

★千葉県：外部事業者に委託し、千葉県児童福祉専門職員採用サイトの管理や運営、職場見学会の実施、大学等への採用活動、広報物品や動画の作成、広報物品の大学等への情報配信を実施。

##### 8. 児童福祉司任用資格取得支援事業

児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の受講者に対し、受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合に活用可能。

##### 9. こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

児童福祉司の任用要件の1つである「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る研修費用等の負担を行う場合に活用可能。

##### 10. 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業

児童相談所へ**職員の心のケアのために心理職等の定着支援アドバイザー**を配置若しくは委託を行う場合に活用可能。

★葛飾区：児童相談所業務の特性を考慮し、特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担う職として、職員の感情労働における精神的な負担を軽減する心のケア等を行う支援者支援コーディネーターを配置。

## メニュー一覧

### システム関係

#### 11. 一時保護施設学習支援強化事業

一時保護施設において、**業務効率化の観点から**学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるよう**タブレット、学習アプリ等を導入した場合**に活用可能。

#### 12. 児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

業務効率化の観点から児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い情報連携の仕組みを構築する場合に活用可能。

#### 13. 児童相談所等業務効率化促進事業

**業務効率化の観点から**児童相談所においてシステムの導入や高度化等を行う場合に活用可能。

★横浜市：電話による児童虐待の通告・相談等にAI技術を活用した文字起こしシステムを導入し、記録作成の補助による業務負担の軽減や通告対応等の心理的負担の軽減を実現。

#### 14. 児童相談所等におけるICT化推進事業

業務効率化の観点からビデオ通話やテレビ会議を実施する際に用いるタブレット端末等を購入する際に活用可能。



## 〈参考資料〉

### 3. 一時保護時の司法審査関係

## 第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

## 第2章 一時保護の要件

### 1 趣旨

### 2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 一時保護を行う全ての場合で、①内閣府令該当性 + ②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

### 3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第35条の3）

#### ○ 第1号（児童虐待の場合等）

- ・ 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・ 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

#### ○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

#### ○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・ 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

#### ○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- ・ 児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・ 児童の年齢や発達の状況等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。

#### ○ 第5号イ、ロ（保護者不在又は住居不定の場合等）

- ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

#### ○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- ・ 保護者（児童福祉施設の長や里親を含む。）が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不応等が生じているとかがわかることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。

#### ○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- ・ 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

### 4 一時保護の必要性について

- ・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案における個別の事情を検討し、適切に判断することが重要。

## 第3章 一時保護状の請求手続

### 1 一時保護状の請求の要否

- ・ ①一時保護を行うことについて親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- ・ 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないこと等に留意。

### 2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- ・ 請求者、対象となる児童、請求時期（事後請求又は事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

### 3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
  - ・ 一時保護の対象となる児童は、氏名、住居（住所又は居所）、生年月日により特定。児童の特定に関する資料としては、戸籍謄本、住民票の写しその他の公的書類（療育手帳、母子健康手帳等）の写しが考えられる。
  - ・ 親権者等は、戸籍謄本（児童が外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定。戸籍謄本の取得に特に時間を要する事情がある、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情があるときは、親権者等を確認できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
  - ・ 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないから、一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
  - ・ 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を行う。
  - ・ 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙、入院中等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法
  - ・ 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
  - ・ 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを見相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する手法
  - ・ 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
  - ・ 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを見相を通じて裁判官に提供することが可能。

## 第3章 一時保護状の請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
  - ・ 児相が保有する**児童記録票その他の児童に関する書類一式又はそれらを抜粋し、若しくは要約したもの**を提供する方法を基本。
  - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）等をまとめた簡単な「**総括書面**」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
  - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
  - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
  - ・ 一時保護状請求書は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケースの取扱い、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

### 4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（取消請求をしない場合）は意見聴取等措置等を講じた上で、速やかに一時保護を解除。

## 第4章 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求

### 1 取消請求の要件

- ・ 取消請求では、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけでなく、**養育環境下に戻ることが児童の心身に与える影響からも検討すること**。

### 2 取消請求手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

### 3 取消請求の具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことが考えられる。
- ・ 取消請求の各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

### 4 裁判所の判断を受けての対応

## 第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求及び取消請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。一時保護状の請求及び取消請求に係る期間には、**土日、祝日、年末年始を含む。請求期限末日が土日、祝日、年末年始となる場合も同日までに請求を要する**。

## 実施の趣旨・目的

### ① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

### ② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。

⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

# 一時保護時の司法審査に係る試行運用結果について

- 18自治体の児童相談所の協力を得て、実際に進行している事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った一時保護状請求までの一連の業務を試行的に実践してもらい、各業務の実対応時間等を計測した結果を報告いただいた。
- **司法審査導入による業務量への影響**については、**なお導入後の状況を見極める必要**があり、**引き続き状況を把握**するとともに、**状況に応じて、児童相談所の体制等必要な対応を検討**する。

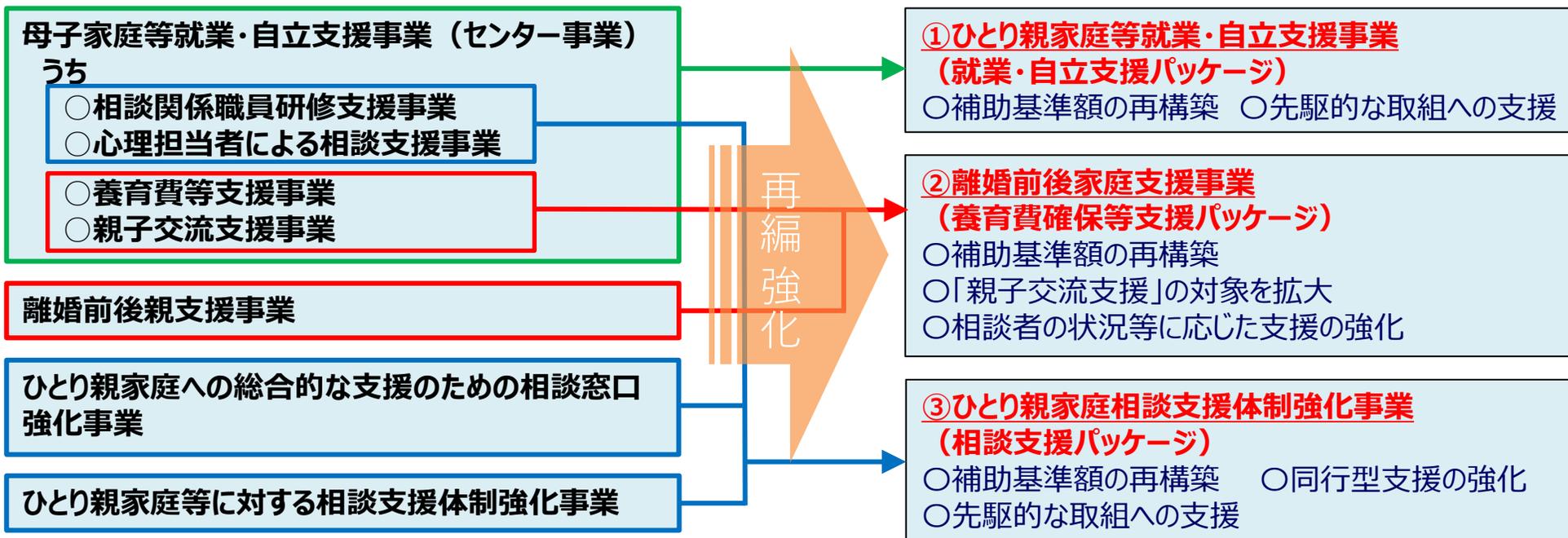
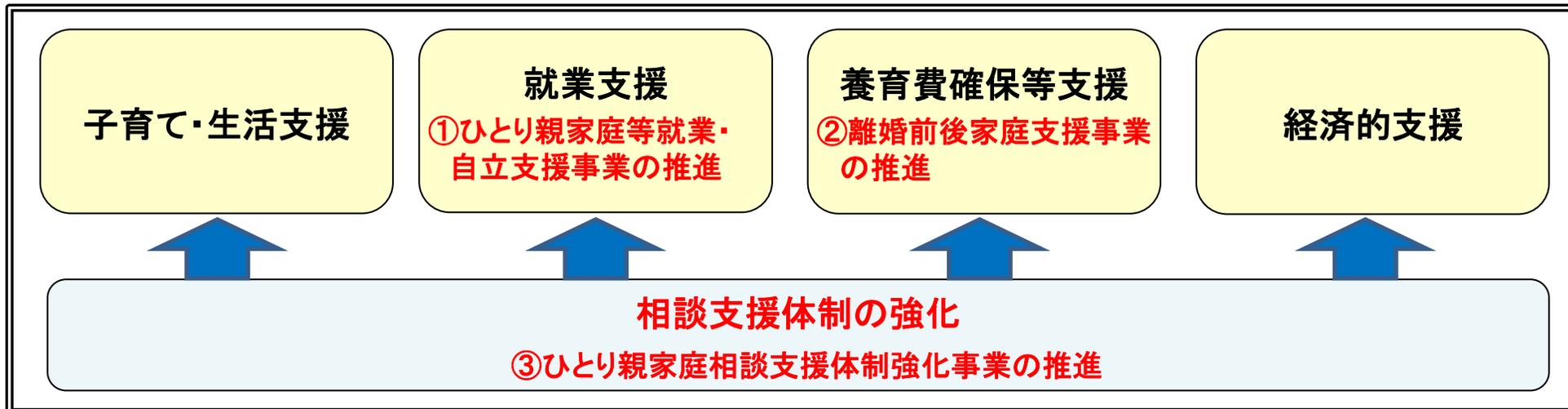
	司法審査の手続	想定される業務内容 (一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）より)	1件当たりの 業務時間 (中央値)
1	児童及び親権者等の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護の対象となる児童を戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定する。</li> <li>✓ 親権者等は戸籍謄本（外国人の場合はそれに代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定する。</li> </ul>	1時間00分
2	親権者等に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 親権者等に対し、一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等を説明する（※試行運用上は現行法を前提に説明）。</li> </ul>	1時間00分
3	親権者等の同意の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護を行うことに対する親権者等の同意を原則として書面で行う（※試行運用上は口頭での確認で差し支えないものとする）。</li> </ul>	30分
4	親権者等の意見の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁判官に親権者等の意見を伝達するため、当該親権者等の意見を聴取し、適宜の書類にまとめる（親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合は、任意の様式で、児相に提出するよう求める）。</li> </ul>	30分
5	児童の意見又は意向の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁判官に児童の意見又は意向（意見等）を伝達するため、児童の置かれている現在の状況、家族の現在の状況、児童の意見等が裁判官に伝達されることなどを説明した上で、一時保護についての児童の意見等とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取し、適宜の書類にまとめる（児童が自ら意見書面の作成を希望する場合はそれを支援する）。</li> </ul>	42分
6	一時保護状請求書及び総括書面の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護請求書及び総括書面を様式例に基づいて作成。</li> </ul>	1時間45分
7	裁判官への提供資料の準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣府令に定める場合の該当性を裏付ける資料、一時保護の必要性を裏付ける資料など、審査資料として裁判官に提供する資料の取得・準備を行う。</li> </ul>	2時間00分
8	一時保護状の請求及び事件記録等の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護状請求書等の審査書類を請求先裁判所へ提出する。</li> <li>✓ 一時保護状の発付又は請求却下後に請求先裁判所から事件記録の返還を受ける。 (※児童相談所⇄裁判所の移動見込時間等も含む)</li> </ul>	3時間20分
合計業務時間（※）			10時間47分

(※) これまでも行っていた業務もあり、全てが新たに増える業務時間ではないことに留意が必要

## 〈参考資料〉

### 4. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の 自立支援の強化

○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

## 事業の概要

### 【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

### ひとり親家庭等就業・自立支援事業

#### ①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

#### ④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

#### ⑦先駆的な取組（新規）

- ・①～⑥のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

#### ②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

#### ⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

#### ③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等

#### ⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり **43,891千円**

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取り決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

## 事業の概要

### 【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

### （1）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

### （2）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

### （3）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化  
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化  
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助  
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援  
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援  
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用等の支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援  
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援  
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用  
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援  
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援<<拡充>>  
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ 先駆的な取組  
①～⑩のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

### （4）相談者の状況やニーズに応じた支援<<拡充>>

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2 【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

## 事業の概要

### 【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

### （1）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

### （2）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

### （3）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

### （4）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

### （5）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

### （6）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

### （7）同行型支援<拡充>

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

### （8）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

### （9）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

### （10）先駆的な取組（新規）

（1）～（9）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性の向上

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり **27,893千円**

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

### 【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

### 【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**《拡充》**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

## 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

- **ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）**が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

## 事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

### （1）一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
- ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由

### （2）定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等  
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)

➤ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う

➤ 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅

保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
(事業の全部または一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### 【補助基準額】

1 **活動費 1か所当たり** 4,306千円

2 派遣手当分 1時間当たり

#### ①子育て支援

(深夜、早朝以外9:00~18:00)

2,200円

(深夜、早朝)

2,750円

(講習会会場)

3,300円

(宿泊分)

11,000円

(移動時間)

1,860円

#### ②生活援助

(深夜、早朝以外9:00~18:00)

4,400円

(深夜、早朝)

5,500円

(移動時間)

1,860円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

### 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

### 事業の概要

#### ①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

#### ②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

#### ③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

#### ④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

#### ⑤個別学習支援員の配置<<拡充>>

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

#### 【補助単価】

##### ○生活指導・学習支援

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 事務費      | 1事業所当たり 2,902千円                              |
| (2) 事業費（集合型） | 1事業所当たり 4,960千円<br>(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)  |
| (3) 事業費（派遣型） | 1回の訪問が1日の場合<br>11,020円(半日以内の場合 7,000円)       |
| (4) 実施準備経費   | 1事業所当たり①改修費等 4,000千円<br>②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費      | 1事業所当たり 832千円<br>(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)    |

##### ○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

##### ○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

##### ○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限  
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限

##### ○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



### 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

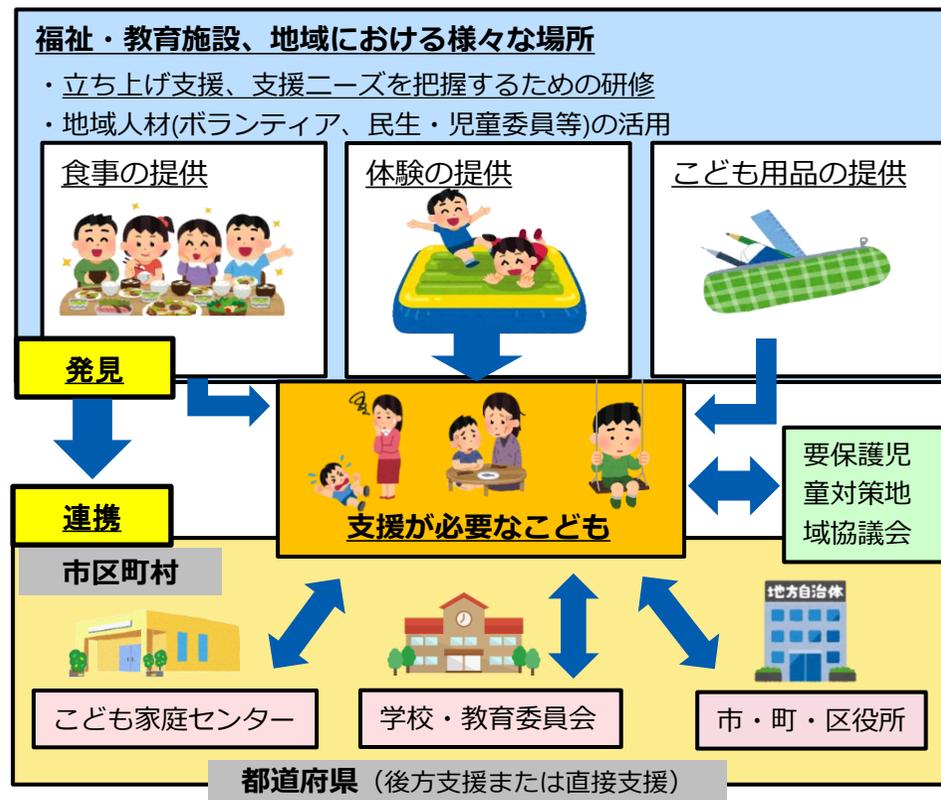
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
  - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
  - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
  - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
  - ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
  - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

令和6年度補正予算 1.8億円  
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。  
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0% (正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円) )
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。  
➢ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

## 事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

### 取組例 1

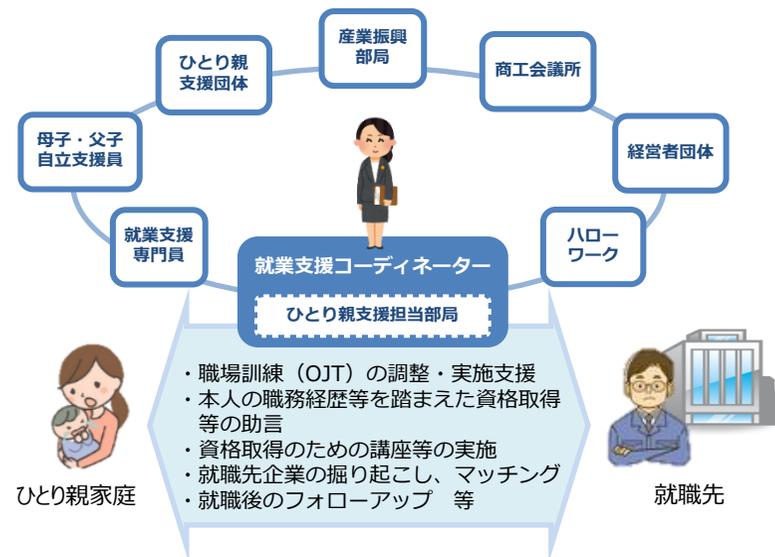
#### 就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練(OJT)の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のおっせんを行う

### 取組例 2

#### 関係機関との連携を通じた就職先企業とのマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングを行う



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 (民間団体への委託可) 【補助率】 国10/10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市 (指定都市を除く)・特別区・福祉事務所設置町村：28,000千円 (いずれも1自治体あたり)

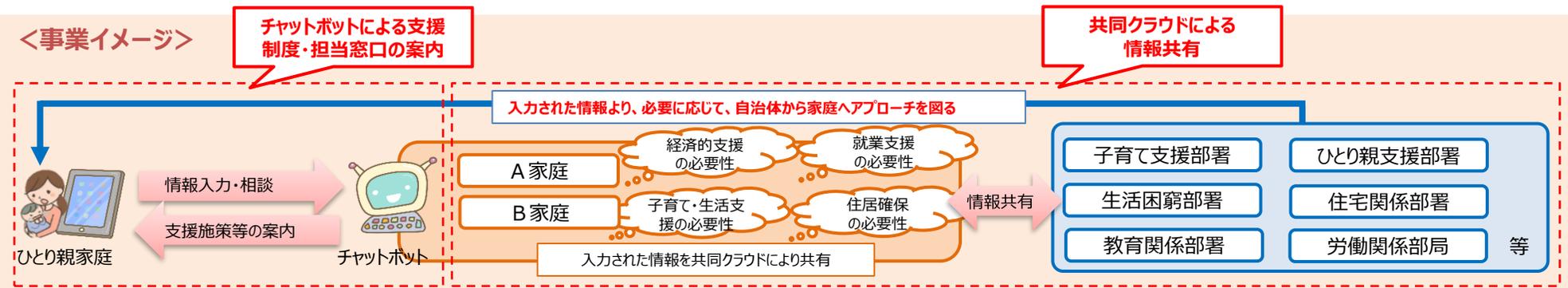
令和6年度補正予算 2.7億円  
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

## 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

令和6年度補正予算 19.2億円  
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

## 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人

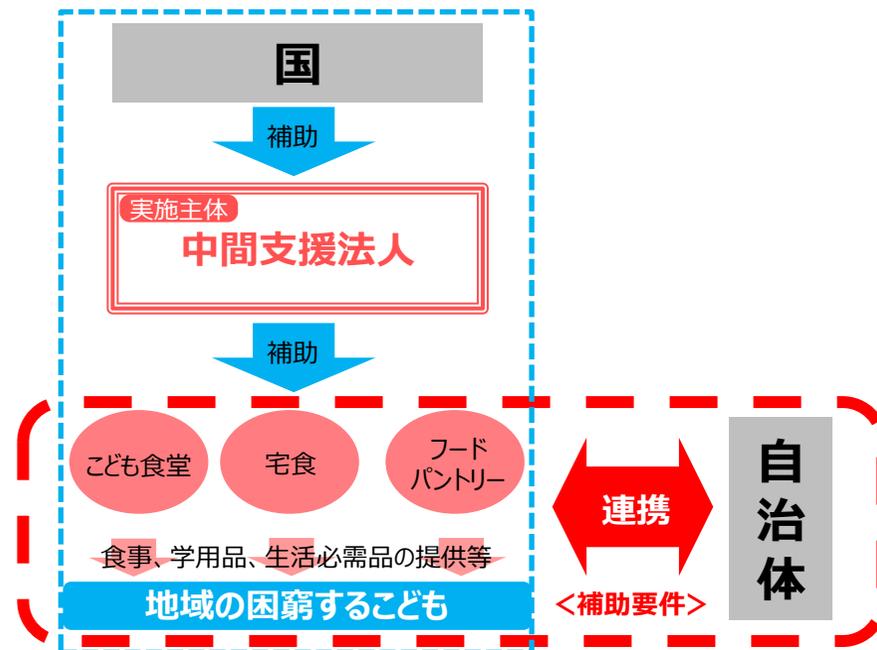
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

### 【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



## 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和6年度補正予算 50百万円  
※こども政策推進事業委託費

## 事業の目的

ひとり親家庭等が適切な支援につながるよう、こども家庭庁の各種支援施策に関する令和6年民法等改正法を踏まえた取扱いについて、各地方自治体等を通じて、当事者目線での周知・広報を行う。

## 事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて各地方自治体等を通じて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

## 実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 50百万円

※こども政策推進事業委託費

## 事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難を抱えたこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

## 事業の概要

- (1) 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- (2) 意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

## 実施主体

【実施主体】 国（委託）

# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等

(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る  
非課税措置の延長関係)

(所得税、個人住民税)

## 1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

## 2 制度の内容

### 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度予算を財源とする貸付（制度拡充分（※2）も含む。）を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

（※1）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

（※2）当該貸付事業については、令和7年度予算要求において貸付額の上限の拡充を要求している。

### 【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和6年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

## 〈参考資料〉

### 5. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けた こどもの自立支援等の強化

＜児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）＞ 令和7年度予算案 1,591億円（1,485億円）  
令和6年度補正予算 84億円

## 事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

## 事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

### 【主な拡充内容】

#### ◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

#### ◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

#### ◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

### ＜令和6年度補正予算＞

#### ○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

## 実施主体等

### 【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

### 【実施主体】

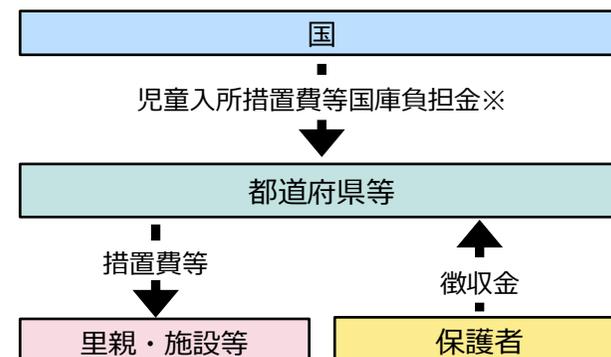
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

### 【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



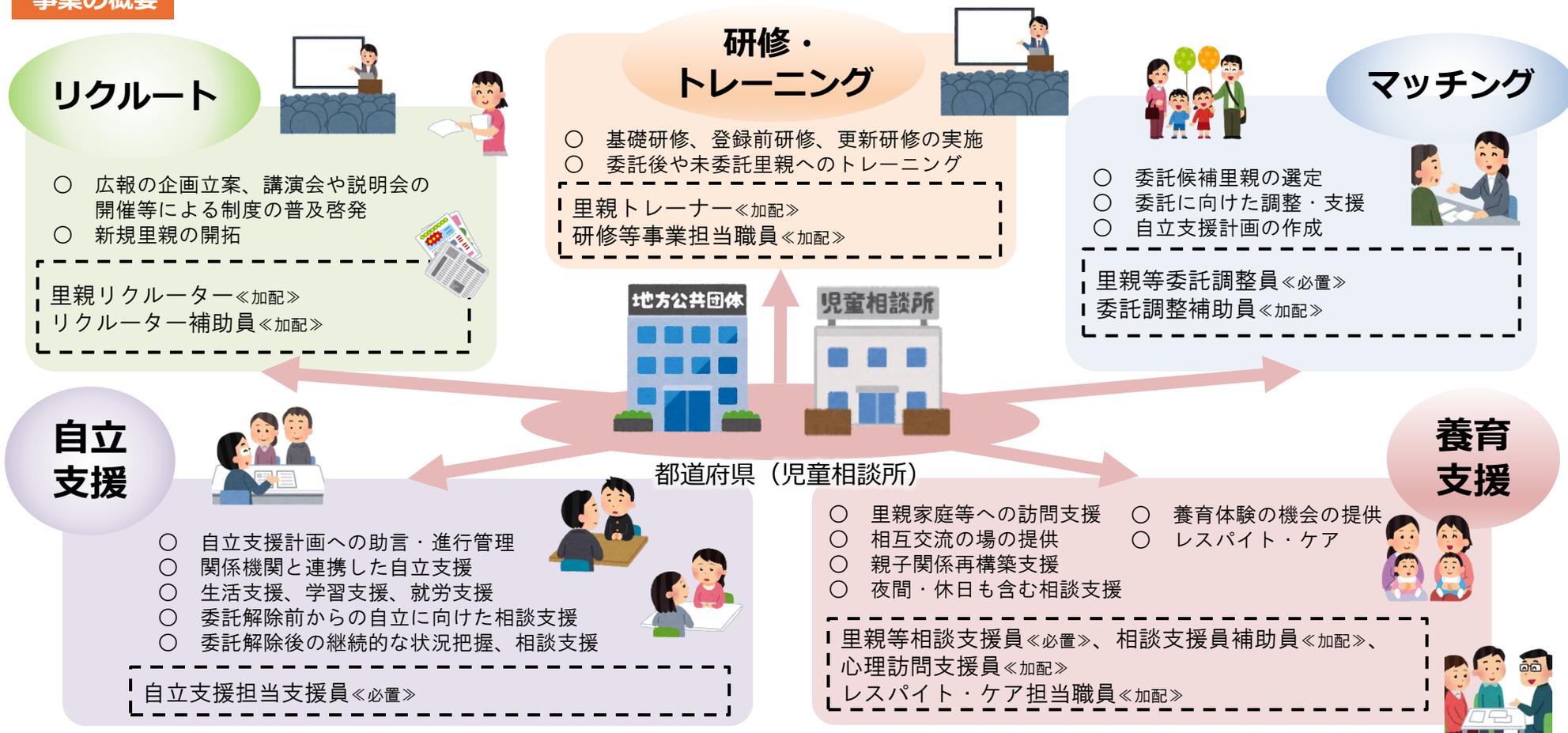
※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担 99

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）  
令和6年度補正予算 0.6億円

## 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

## 事業の概要



＜拡充内容＞ 障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行い、里親等委託の更なる推進を図る。

## 事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

### （1）障害児里親等支援体制強化事業《新規》

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和6年度末で終了する。

### （2）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）《拡充》

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和6年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和6年度末で終了する。《見直し》

＜令和6年度補正予算＞

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 1か所当たり 2,309千円

※拡充分 (2) 1か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

## 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

### （1）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

### （2）里親等研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

### （3）里親等委託推進事業

子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

### （4）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

### （5）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

### （6）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

### （7）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

### （8）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の推進を図る。

## 実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

# 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円
35件以上	1 か所当たり	2,539千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,936千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円
研修受講促進費	1 人当たり	40千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	4,246千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,544千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >
⑨里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,780千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,360千円
35件以上	1 か所当たり	2,939千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑩養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

(1) 養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

(2) 養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

(3) 障害児里親等支援体制強化事業<新規>

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。

(1) 養子縁組制度普及促進事業



(2) 養親訪問等支援事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

(1) ア 基本分

都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,623千円

イ 市町村連携加算

市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,876千円

(2) ア 基本分

基本分	1か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円
80人以上	1か所当たり	10,985千円

ウ 心理訪問支援員加算

常勤で配置する場合	1か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1か所当たり	1,552千円

エ 夜間・土日相談対応強化加算

24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円
上記以外	1か所当たり	2,938千円

(3) 障害児里親等支援体制強化事業

1か所当たり	2,309千円
--------	---------

(※) 本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

＜児童虐待防止対策等総合支援事業＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

**事業の目的**

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

**事業の概要**

① 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 57千円  
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円  
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

② 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 11,245千円  
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,319千円  
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,499千円  
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv 高年齢児等への支援<拡充>・・・1か所当たり 3,354千円  
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- v 資質向上事業<拡充>・・・1か所当たり 1,954千円  
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る  
⇒モデル事業として、年度毎に補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」を一般事業化する。

③ 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・ 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,499千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）  
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築  
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④ 養親希望者手数料負担軽減事業<拡充>・・・1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減  
⇒養親希望者の負担軽減を図るため、手数料負担額を見直す。

**実施主体等**

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算案 2.1億円（2.1億円）

## 事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

## 事業の概要

- （1）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発「**拡充**」  
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。  
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。  
⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- （2）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設  
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- （3）都道府県等と連携した広報  
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（1）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

### ＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



### ＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



### ＜都道府県等と連携した広報＞

- ・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



## 実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）  
令和6年度補正予算 2億円

## 事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

## 事業の概要

### (1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
  - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
  - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業  
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業  
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業  
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

### (2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

### (3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

### <令和6年度補正予算>

- ・ 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された里親支援センターの改修費並びに社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。
- ・ 里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・ 熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。
- ・ 性被害防止対策を図るため、パーテーション、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

## 実施主体

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

## 補助基準額

- (1) <3. 以外> 1か所当たり：800万円  
 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円  
 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算  
 <3. > 1か所当たり：300万円
- (2) 1か所当たり：800万円
- (3) 1か所当たり：800万円

## 補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※））  
 （都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）  
 （※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）  
 <施設地域分散化等加速化プランの継続実施>
- (2) 国：1/2  
 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2  
 （都道府県等：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

## 事業の概要

### （1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

### （2）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

### （3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

### （4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

### （5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,534千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,534千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり		5,532千円
（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円

### 【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、**妊産婦等生活援助事業所**
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （5）**社会的養護自立支援拠点事業所**

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

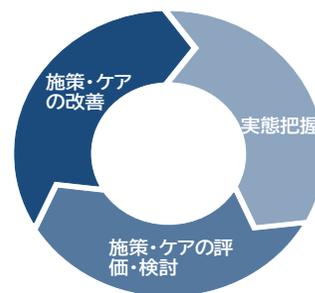
## 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

## 事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



## 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### 【補助基準額】

1 自治体当たり 3,100千円

### 【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

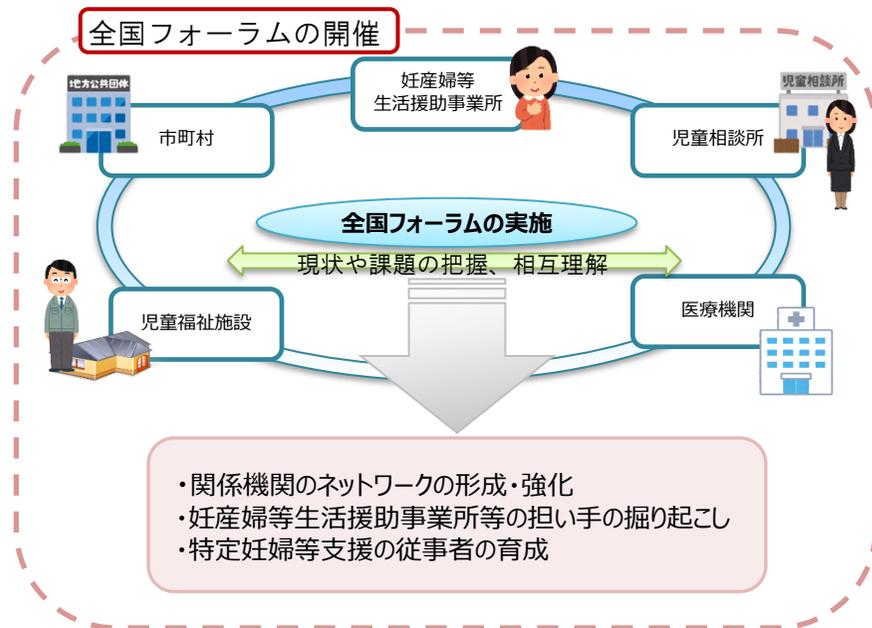
＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 16百万円（-百万円）

## 事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現を図る。

## 事業の概要

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、関係機関のネットワークの形成・強化を図るとともに、妊産婦等生活援助事業所等の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援に従事する職員の育成を行う。



## 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 16,005千円
- 【補助割合】 定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

## 事業の概要

### (1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業<拡充>

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

#### ① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

#### ② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

#### ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

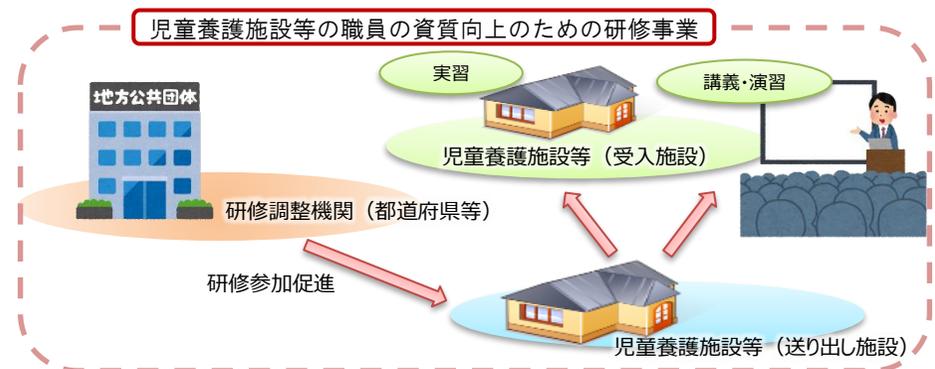
### (2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

#### ① 実習生に対する指導

児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

#### ② 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



### (3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業<新規>

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

### (4) 児童養護施設等への就職促進支援事業<新規>

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】				
(1)	① 宿泊あり	1人当たり	133千円	
		宿泊なし	73千円	
	② 送り出し施設	1人当たり	1,055千円	
		受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
		調整機関事務費	1自治体当たり	2,992千円
	③ 1自治体当たり（各施設種別単位）			2,707千円
	(2)	① 受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
		② 受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	(3)	1自治体当たり		4,200千円
	(4)	1自治体当たり		450千円

【補助割合】 (3) 以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(3) 国：10/10

### 【対象施設】

(1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）

（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。

(2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

(3)、(4) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（※）(3)(4)については開設前の施設等も対象とする。

### 【実施要件】

(3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

令和6年度補正予算 4.7億円  
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

## 事業の概要

### (1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

### (2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

#### 【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

### (3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

#### 【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

令和6年度補正予算 84.1億円  
※児童保護費負担金

## 事業の目的

- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

## 事業の概要

- 児童養護施設等措置費の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って児童養護施設等措置費の person 費の引上げを行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)
- ③ 寒冷地手当を11.3%引き上げる

## 実施主体等

### 【対象】

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親支援センター、一時保護施設に従事する職員

### 【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

### 【補助率】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)

(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

令和6年度補正予算 0.8百万円  
※児童保護災害臨時特例補助金

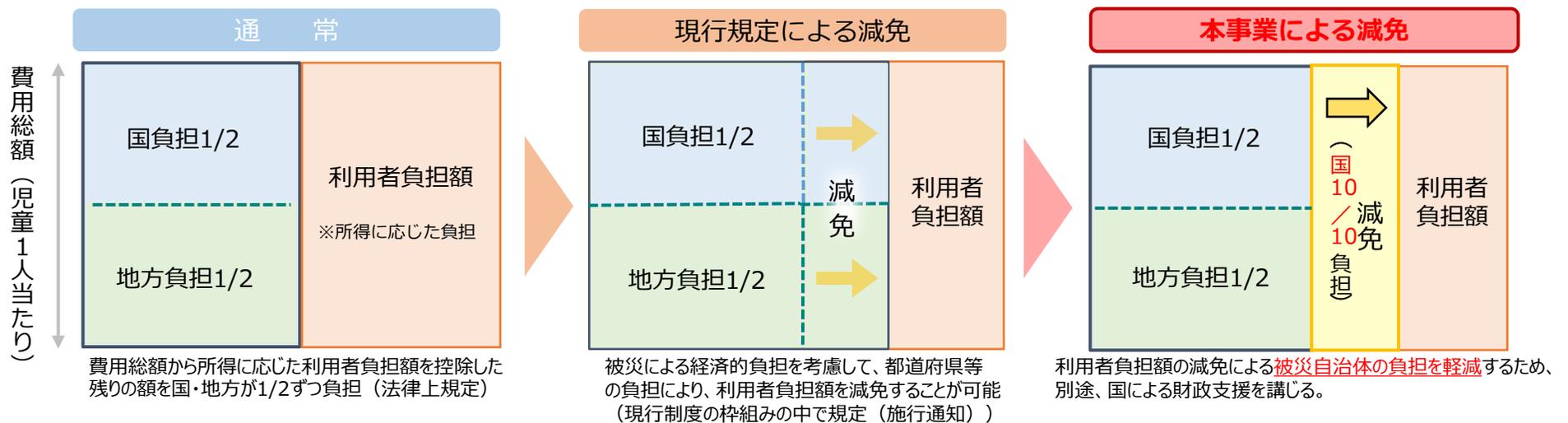
## 事業の目的

- 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

## 事業の概要

- 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

### <事業イメージ>



## 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

### 【補助率】

国：10 / 10 (定額)

令和6年度補正予算 2.0億円  
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所について、各都道府県が策定する社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）に基づく整備目標の達成が可能となるよう、改修費や開設準備経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。また、里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 熱中症によるこどもの死亡数が増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての児童養護施設等において設置が可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

## 事業の概要

### (1) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

里親支援センターの開設準備経費（設備整備及び備品購入費用）及び改修費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

### (2) 里親負担軽減事業

里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

### (3) 児童養護施設等（※）における熱中症防止対策支援事業

熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

### (4) 児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）同上

## 補助基準額

- (1) 1か所当たり：8,000千円      (2) 1自治体当たり：500千円  
(3) 1か所当たり：1,000千円      (4) 1か所当たり：100千円

## 実施主体

- (1) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村)
- (2) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (3) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市及び福祉事務所設置町村（北海道管内の市町村に限る。）
- (4) 都道府県、市町村

## 補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※<sup>1</sup>）、3/4（※<sup>2</sup>））  
（都道府県等：1/2（1/3（※<sup>1</sup>）、1/4（※<sup>2</sup>））、または、都道府県：1/4、市町村：1/4）  
（※<sup>1</sup>）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。  
（※<sup>2</sup>）里親支援センターの開設準備経費
- (2) 国：1/2  
（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (3) 国：1/2  
（都道府県等：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (4) 国：1/2  
（都道府県等：1/4、事業者：1/4）

令和6年度補正予算 0.6億円

※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

## 事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。
- 本事業は、概ね3年間程度のモデル事業とし、毎年度自治体からこども家庭庁に協議の上、採択を行い、自治体の先駆的な取組成果を横展開することで、里親等委託の更なる推進を図る。

## 事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

## 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

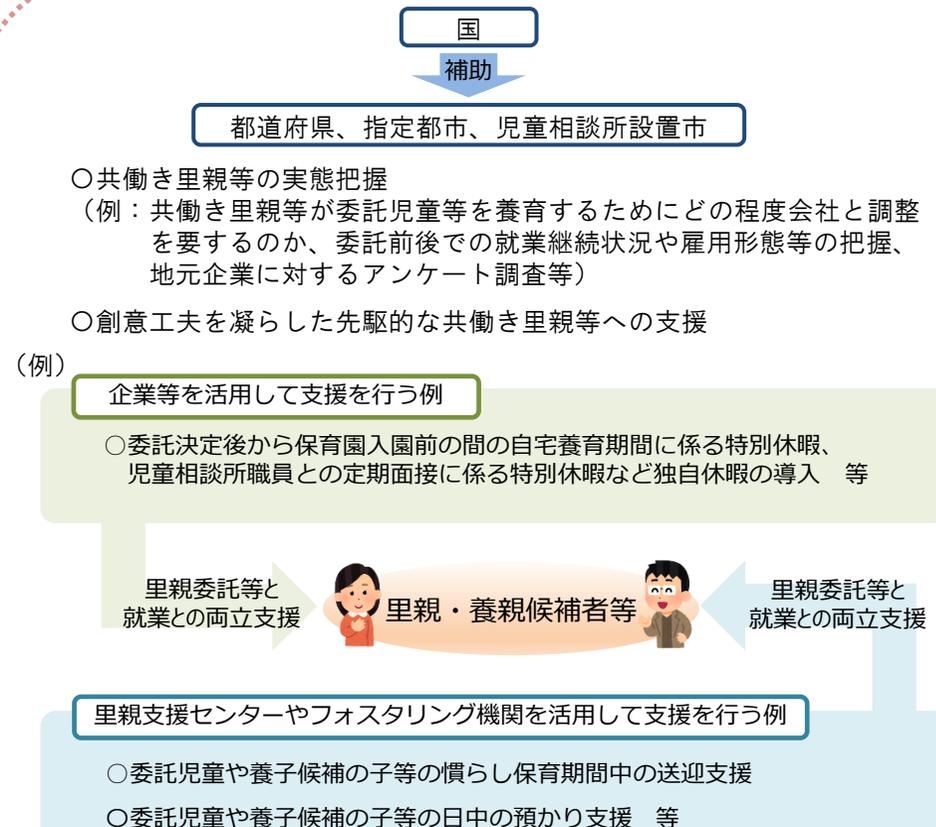
### 【補助基準額】

1か所当たり 10,000千円

### 【補助割合】

国：10/10

## 共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等

(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る  
非課税措置の延長関係)

(所得税、個人住民税)

## 1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

## 2 制度の内容

### 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度予算を財源とする貸付（制度拡充分（※2）も含む。）を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

（※1）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

（※2）当該貸付事業については、令和7年度予算要求において貸付額の上限の拡充を要求している。

### 【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和6年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

## 〈参考資料〉

### 6. 小中高生の自殺者の動向について

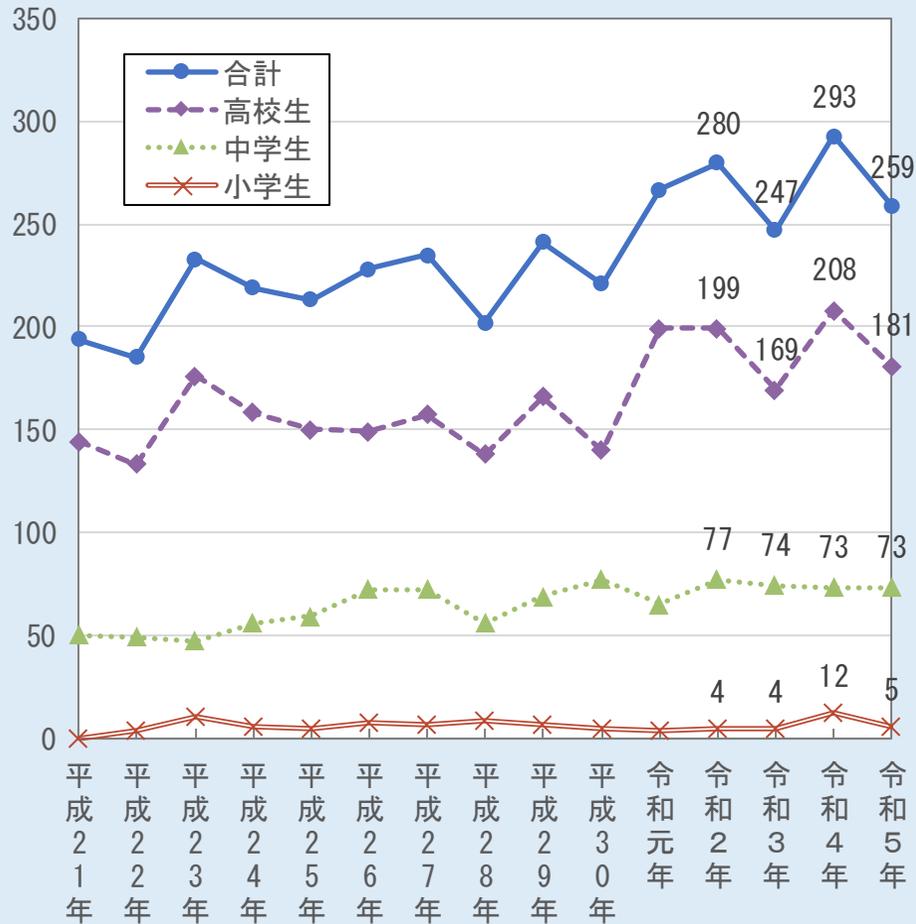
# 都道府県別の小中高生の自殺者数（令和元年～令和5年の累計）

令和6年3月29日現在

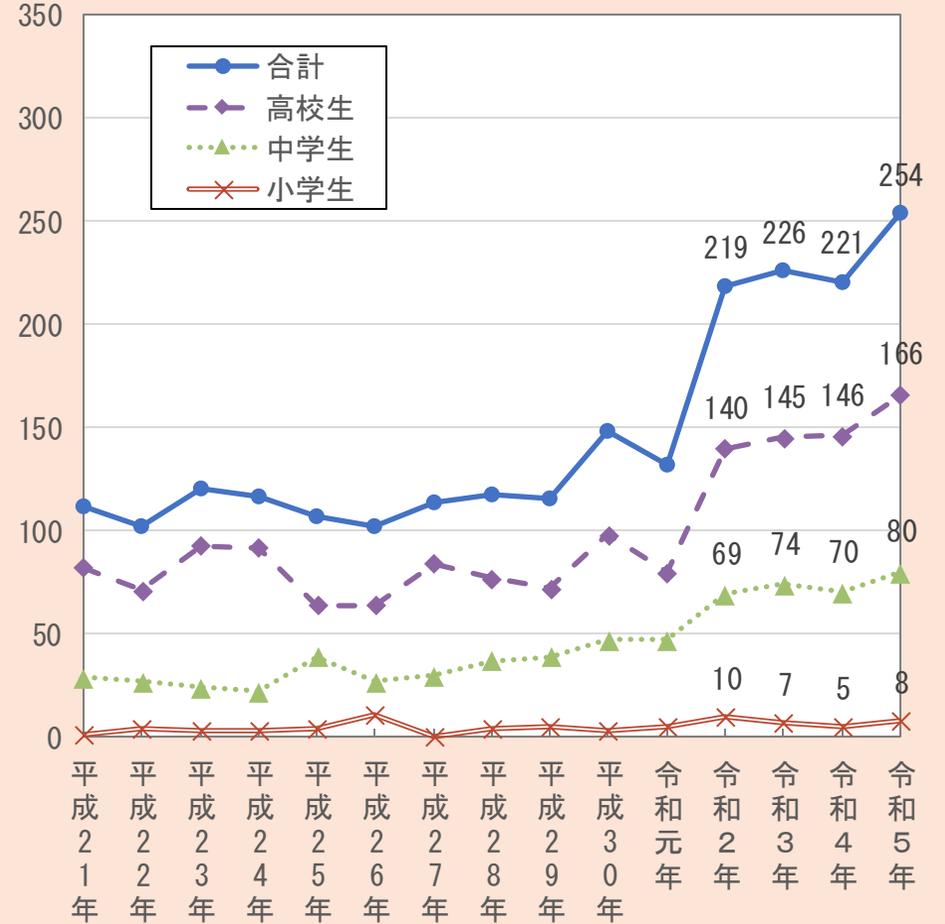
北海道	103人	東京都	297人	滋賀県	27人	香川県	15人
青森県	18人	神奈川県	118人	京都府	34人	愛媛県	20人
岩手県	25人	新潟県	39人	大阪府	141人	高知県	15人
宮城県	44人	富山県	12人	兵庫県	124人	福岡県	97人
秋田県	14人	石川県	21人	奈良県	38人	佐賀県	15人
山形県	27人	福井県	15人	和歌山県	11人	長崎県	14人
福島県	40人	山梨県	23人	鳥取県	3人	熊本県	29人
茨城県	53人	長野県	41人	島根県	15人	大分県	16人
栃木県	57人	岐阜県	40人	岡山県	40人	宮崎県	30人
群馬県	32人	静岡県	72人	広島県	55人	鹿児島県	33人
埼玉県	151人	愛知県	157人	山口県	25人	沖縄県	18人
千葉県	140人	三重県	37人	徳島県	7人	全国計	2,398人

※ 発見日、発見地集計

男性



女性

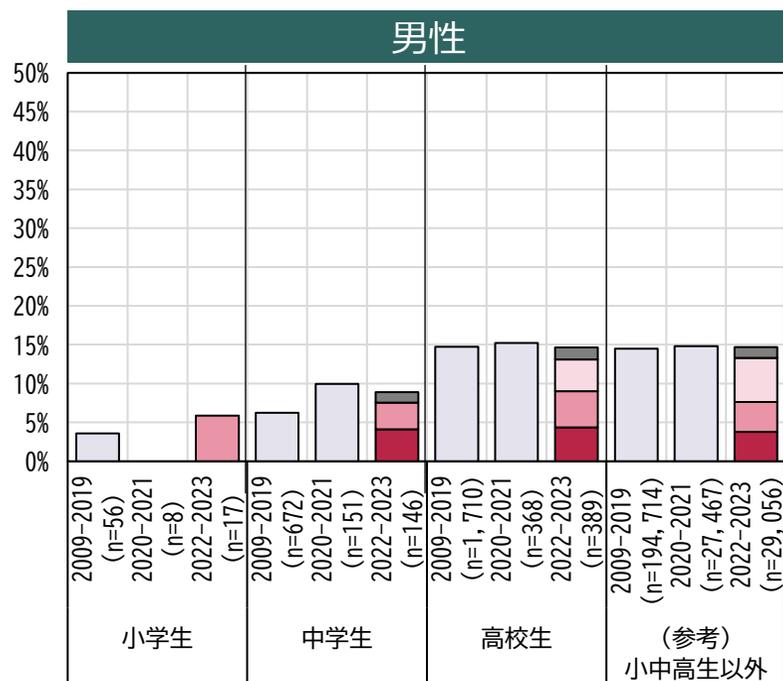


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 第2章 こどもの自殺の状況と対策⑤ 小中高生の自殺者における自殺未遂歴

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める**自殺未遂歴ありの割合の推移**をみると、
  - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
  - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

### 性別、期間別にみた小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合



自殺統計原票が改正された2022年以降、自殺未遂の時期についても把握可能となった。

